

平成25年第1回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成25年3月8日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成25年3月12日 午前9時 平成25年3月12日 午後3時2分			議長 武富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 成 彦	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	8 番	古 賀 成 彦	9 番	西 原 好 文	1 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	江 口 文 啓	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	西 村 英 樹	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川 久 保 義 文	○
	総務企画課長	相 原 守	○	教 育 課 長	武 富 敏 博	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 管 理 者	田 中 盛 方	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こ だ も 応 援 課 長	鶴 崎 智 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議事日程表

▽平成25年3月12日

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 （平成25年3月定例議会）

氏 名	件 名（要 旨）
吉 岡 隆 幸	1. 夕顔運動の継続とさらなる充実を 2. 江北町北側開発整備について
土 淵 茂 勝	1. 憲法を暮らしにいかしてください 2. 35人学級の実施と体罰・暴力の根絶を 3. 高齢者祝い金削減の中止を

日程第2 議案第1号 江北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第3 議案第2号 江北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

日程第4 議案第3号 江北町町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について

日程第5 議案第4号 江北町町営住宅等整備基準に関する条例の制定について

日程第6 議案第5号 江北町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第6号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第7号 江北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第8号 江北町高齢者祝金支給条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第9号 白木パノラマ孔園の指定管理者の指定について

日程第11 議案第10号 町道路線の認定について

日程第12 議案第11号 土地改良事業の事務の委託に関する協議について

日程第13 議案第12号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について

日程第14 議案第13号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第7号）

日程第15 議案第14号 平成24年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補

正予算（第4号）

- 日程第16 議案第15号 平成24年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第16号 平成24年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第17号 平成24年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第18号 平成25年度江北町一般会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成25年度江北町水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成25年度江北町下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 江北町監査委員の選任について
- 日程第26 議案第25号 江北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 報告第1号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第28 議案第26号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第29 意見案第1号 T P P 交渉参加に反対する意見書

---

午前9時 開議

○武富 久議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年第1回江北町議会定例会会期5日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○武富 久議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期4日目に引き続き、質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

6番吉岡隆幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

## ○吉岡隆幸議員

おはようございます。6番吉岡隆幸でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

昨日の同僚議員の質問を聞いておりまして、データに基づき、用意周到の質問をされ、非常に感動したことを覚えております。私の場合は、どっちかといいますと単純な質問でございます。単純であれば、執行部の皆さん方の明快なる答弁が出てくるだろうと期待をして、きょうの質問に入らせていただきます。

まず初めに、夕顔運動の継続とさらなる充実をとということで質問をいたします。

我が町江北町には、夕顔運動というものがあります。これは、佐賀県全域、ましては九州全域に広がる活動でもございます。毎年、小学校に新しく入学する新1年生に夕顔の種をプレゼントし、その趣旨を説明しながら、子供たちの心の教育を手伝う運動であります。

その運動を熱心に行っておられた花祭にお住まいだった池上賢子さんが、昨年暮れに亡くなられました。お見送りをしながら、池上さんが半生をかけ、熱心に活動をされていた子供たちのための運動を継続しなければと感じております。

役場でも、町長を初め教育長、総務課長、多くの方々が趣旨に賛同をされ、協力されていることは承知しております。池上さん亡き今、この運動が我が町でどのような状況であるかは把握しておりませんが、目の前に新1年生の入学が迫っております。ただ、この活動に対し、民間の活動のため、行政、教育委員会などがかかわる問題ではないと判断されるのであれば、議論の必要もありませんが、お互いの案でもとの考えであれば議論を進めたいと思います。町長、教育長の考えを聞かせていただきたいと、このように考えます。

## ○武富 久議長

それでは、赤坂教育長、答弁を求めます。

## ○教育長（赤坂 章）

初めに私のほうから答弁をさせていただきます。その後、町長のほうにお願いしたいと思っております。

夕顔運動の継続とさらなる充実をとという御質問でございます。

夕顔運動は、昭和58年に福岡県から始まり、佐賀県は平成元年に塩田町で始められ、平成5年から県内全域の新1年生へ贈り続けられてきました。平成6年からは佐賀県教育委員会も後援し、毎年春休みに夕顔の種が各学校へ届けられております。

夕顔運動は、「よい子の皆さん！夕顔の咲く頃お家へ帰りましょう」をキャッチフレーズにしているユニークな運動です。この運動の目的は、子供の健全育成、子供の情操教育、家族の心の触れ合い、地域との触れ合い、子供の社会参加、小学1年生の家庭から次の1年生の家庭へ夕顔の種をリレーしていくというようなこと。また、思い出のふるさとづくりであります。

このような願いを込めて取り組んでいただいている活動に、小学校に入学したばかりの1年生が、夕顔の花が咲くのを楽しみにしながら種をまき、水をやり、大切に育てていく夕顔運動は、自然のすばらしさや不思議さに気づかせ、自然を大切にしようとする心を育てる上で価値ある運動であると考えております。

また、夕顔のきれいな花を咲かせるまでを子供が家の人と一緒に体験することを通して、家族との触れ合いがさらに深まり、育まれ、心のつながりを深めることにもつながっていくと思われまます。豊かな心を育てる心の教育の大事さというのは、もちろん今言われていることとございますけれども、体験活動を通して動植物に対し、または友達に対して、心豊かな子供の成長を願う意義ある活動は、今後も重要な教育の一環として継続していきたいと考えます。

このような運動は、人権擁護委員会からの花の苗贈呈や、女性の世界的な組織である国際ソロプチミストからも、心の教育事業として毎年チューリップの球根を贈呈してもらっており、各種団体から温かい支援をいただきながら教育をしているところでございます。今後とも、こういう取り組みを続けていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○武富 久議長

続きまして田中町長、答弁を求めます。

#### ○町長（田中源一）

おはようございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えをいたしますけれども、議員が今言われましたとおり、花祭の池上さんが本当に熱心にこの夕顔を毎年小学1年生に贈っていただいている姿を、私も10年ぐらい前から気づいたわけですがけれども、そういう中で、私もできるだけ家の前に夕顔をつくろうということで、その種をもらって、毎年まいているわけですがけれども、なかなか夕顔というのも、よく咲くときと、余りうまくいかないときとあって、その辺はいろいろ聞きながらやらないといけないなという思いをいたしたところで

ございました。

そういうことで、教育委員会のほうでは、池上さんがお亡くなりになりましたけれども、毎年夕顔は小学校1年生に贈っていくということでありますので、私も安心をしたところでございます。

そういう中で、私が今回の質問を見て感じていることは、やはり青少年育成のためには本当にいいことですので、青少年育成町民会議あたりにこういうふうな夕顔運動というふうなものを出して、誰か講師の人みたいなのが来ていただければ、それを本部がどうなるか、ちょっとわかりませんが、ことしできるか、来年できるかわかりませんが、町民会議あたりにそういうふうなものができるかなと思っているところでございます。

#### ○武富 久議長

6番吉岡君。

#### ○吉岡隆幸議員

今、町長、教育長のほうからありがたい答弁をいただきました。しかしながら、町長は10年前ぐらいだというふうにおっしゃいましたけれども、私がこの夕顔運動を知ったのはちょうど5年前ぐらいです。その中で、一年一年それを継続していく中で私が感じたことは、やはり子供たちにそれを確実に気持ちの中に取り込むためには、やはりそれを管理といいますか、それにおつき合いをしている学校の先生方なり、そして親の立場、そして我々、今体験しているじいちゃん、ばあちゃんの立場の人間が、いかに意識をして子供たちにそれを伝えていくかというのが一番大事じゃないかなという気がしております。

それは、何でもかといいますと、私、佐藤食品というところに所属しております、従業員がほとんど女性の方なんです。その人たちに、「皆さん方は、今まで1年生の子供さんたちがいる方手を挙げてください」とか、「昨年とか一昨年とかに入学された方はいらっしゃいますか」とか話を聞いて、「夕顔の種を入学式の際にいただいたことあるでしょう、そしてそれをどうしましたか」というふうな話をしたときに、ほとんどの人が「どうしたかな」というふうに頭をかしげるわけですね。

それは、もらえば、その場でもらったという意識はあるけれども、それをどうしたかという意識はない。今後必要なのは、何かそういうイベントを始めるということじゃなくて、それをいかに根づかせるかというのが一番大事だと思います。

その方法として、私はずっと考えてきたんですけれども、特にいろんなことをやる必要は

ないですね。子供たちは学校へ行きます。当然うちから出ていきます。そのときに、一言親が「朝行くときに夕顔の水をやってから行きなさいよ」とか、「帰ってきたら夕顔に水をやりなさいよ」というふうな一言一言の声かけの習慣なんですね。それを、本来一日の大半といますか、半分以上いる学校の中で、朝、小学生が学校に来たときに「きょう、夕顔に水をかけて来た人は何人いますか」とか、そういう一言の配慮が子供たちの意識に残っていくわけですね。帰るときに「きょう帰ったら夕方夕顔に水をやりましょうね」と、その一言がずっと子供の頭の中に残って、休みの日にも、どこか遊びに行っている、夕方になれば水をかけなければいけないという意識が生まれてきて、じゃあ、5時、6時になったらうちに帰りましょうというような気持ちになるというのが、実際、あっちこっちの話を聞くと、そういう現象が起きてきています。

だから、種を渡すことはそう難しいことではないです。それをいかに根づかせるか、個々に継続をすることはそんなに難しくない。それをもっともっと充実させるためにはどうすればいいんだということを考えてやっていかなければいけないんじゃないかと、そういうふうな気がしております。

何はともあれ、私は今、江北町での学校の中での活動、周知というものがどういうふうに行われているかよくわかりません。それで、ほんのちょっとだけ小学校に行って話を聞いてみたんですが、教育長の説明の中にあつた内容というものは非常に知られていないというのが現実です。ただ、そういうものが行われているなという意識はあっても、それがどういうふうな歴史の中で、そしてどういうふうな趣旨で行われているかということ余り知られていないというのが現実です。これをもっともっと充実をさせるために、ぜひ教育長、今後の活動をよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、私のこの質問に対して、教育長がどう感じられたか、一言答弁をお願ひしたいと思ひます。

#### ○武富 久議長

答弁を求めます。赤坂教育長。

#### ○教育長（赤坂 章）

大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。確かに、種をまき育てる、そういうことを通じながら、子供たちの健全な育成を図っていくというようなことを、夕顔に限らず、いろんなことを取り組んでいるわけですが、その子供たちに周知徹底していく。毎日毎日継続をさせて、「継続は力なり」と言われるように、それを根気強く取り組

ませていく活動というのは非常に大事であるわけですが、なかなか長続きはしないし、もう1年生で終わりというようなことで、充実した活動が求められていながら、なかなか根づいていないというのが現実だと思います。

実際、調べておりますと、1年生で配った子供たちがおうちで種をまき育てたというのは、今年度に限ってみますと、3分の1ぐらい取り組んだというようなことで、強制的にはできない面もありますけれども、こういうようなことを通して、本当に子供たちの今の心を育てる一環にするというようなことは非常に大事だということを、もっともっと広めていかなくちゃいけないんじゃないかということは十分心得ております。

それで、先生方にも十分そういうようなことを日ごろから積み上げていただきたいというようなことで、いろんな場面を使いながらお話をさせていただいているわけです。

例えば、夕顔に限っていいますと、小学校の1年生、2年生は生活科という教科がございますが、生活科の中で野菜を育てようとか、花を育てようという項目がございます。その中で、朝顔を育てるというのがあるわけですが、朝顔は朝から昼間の活動でいいわけですが、夕顔というのは、夕方から夜にかけての活動になってまいります。その辺のところは、やはり朝顔を勉強したことを夜もそれを生かしながらおうちでもやってみようというようなことにつなげていくようなことも大事ですし、やはり、毎日毎日、先ほど御指摘があったようなことを繰り返し続けさせていくということが根気強い子供にもなりますし、美しい花が咲かなかったとか、芽が出なかったとか、そういうふうないろんな体験をするというようなことが非常に大事ではなかろうかというふうに思っておりますので、そういうものをたくさんお話し、実行させながら子供たちの健やかな成長につなげていきたいと思っております。今後ともそういう御指摘をいただきながら、子供たちの健全育成に取り組んでいきたいと思っております。

#### ○武富 久議長

6番吉岡君。

#### ○吉岡隆幸議員

今の答弁の中にもありましたけれども、やはり根気よく継続をして、決してこれはお金がかかるとか、面倒だとかというふうな活動ではございません。やはり、その意識だけの問題でできることでございます。ただ、そこに一つ問題があるのは、今非常に核家族化ということでアパートに住んだり、マンションに住んだり、そういうところにいる小学生も多うござ

います。そういった中で、この夕顔というのは、自分のうちに持って帰って庭で育てるというのが一番いいことなんでしょうけれども、やはり、その条件が整っていない家庭もございます。

そういった中で、やはりそういうものに対する対策というの、今後考えていく必要があるんじゃないかと、そういうふうな気がします。

当然、我々別なところでやっている中でも、問題は土がないと、土を持ってきても、どうやってそれをどこに置くんかという、そういう条件にもいろいろなってきますので、やはりそういった細かいことも今度気を使いながらやっていくべきじゃないか。そして、今、教育長、町長も言われましたけれども、この種と申しますか、夕顔を咲かせるというのは非常に難しいところもございます。種の管理とか、そういったものも関係してくると思いますけれども、下手すれば夜中に咲いたりとか、そういったいろんな状況もありますけれども、やはり基本的には夕方5時、6時の時間帯に白い大きな花を咲かせるというふうな種類でございますので、そういったことも子供たちによく説明をしながら今後継続をしていただき、いろんな意味でもっともっと充実をさせていきたいなというふうに考えております。

先ほど大きな組織の中、これは最初、福岡県で生まれた運動なんですけれども、いろんなボランティア団体の人がやられております。当然、池上さんもその流れでやっておられましたけれども、私の考えはそれでもいいですけど、ちょっと考えを別のほうに向けても、江北町独自の運動、そういったものも考えていいんじゃないかと。余り大きな組織、ボランティア活動という、余りそういう意識にとらわれずにやっていってもいいんじゃないかなという気がしております。

とにかく、種を小学生に渡すことというのは、これは途切れないでことしもやっていただけるということでございますね。その辺、ちょっともう一回お願いします。

#### ○武富 久議長

赤坂教育長、答弁を求めます。

#### ○教育長（赤坂 章）

今まで江北町で中心になって取り組んでいただいた池上さんがお亡くなりになりましたけれども、佐賀県の本部もございますので、そちらのほうからまず種は確保できます。その後のいろんな取り組みについては、いろいろ学校とも話し合いをしながら、今御指摘のような取り組みがどの程度できるのか、どういうふうこれから後進めていくかについては考えて

いきたいと思います。

**○武富 久議長**

6番吉岡君。

**○吉岡隆幸議員**

どうもいろいろとありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。江北町北側開発整備についてということで質問をさせていただきます。

我が町江北町は、長崎、佐世保線の線路を境として、北と南に二分され、町の模様も対照的であります。南はすばらしい農村地帯が広がり、バイパス沿いには大型スーパーを始め、近代的ないろいろな商店が建ち並ぶ商業地帯であります。最近もマンション建設や住宅建設のための整備が進んでおります。

一方、北側を見れば大型の企業があり、朝夕の出勤、退社の時間帯には交通量も多く見受けられますが、道路の整備など、余り変化は見られません。このことを頭に置いて、町全体のバランスを考えたときに、町の南側に関しては、多くの資金が投入されているにもかかわらず、北側を見渡すと、長い年月の間、ほとんど変わっていないのが現状であります。

典型的な状況が、我が町の入口、顔とも言える肥前山口駅の北口であります。平成17年、18年にかけて、県道多久～江北線肥前山口駅北口に安全な歩道をつくるために、戦後間もなく建設された建物を取り除き、歩道をつくり、安全を確保するとともに、景観も含めた開発をと町長に問いかけました。県とJRとの話し合いをし、前向きに検討するとの話でしたが、その後の経過がはっきりしないまま現在に至っております。

ぜひ、この現状を再確認していただき、行動を起こしていただきたいと思います。町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

**○武富 久議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中町長。

**○町長（田中源一）**

それでは、江北町北側開発整備についてということでお答えをいたしたいと思います。

肥前山口駅北側の県道多久～江北線沿いの建物の整備及び歩道設置等により、景観を含めた開発をということで、言われましたように平成17年、18年に質問がございました。そのときの答弁では、杵藤地区で構成する西部地区開発推進協議会等で知事にも要望しており、ま

た、武雄土木事務所長、県にも今後要望していきたいと答弁をしたところでございます。

県への要望の結果については、平成20年にも県の本部長、また土木事務所の所長との意見交換会の中でも要望をしておりますが、そのときも家屋移転、家屋補償を伴うようなものは、今の時期、財政的に非常に厳しいという回答でありました。ことしも再度その後の経過について尋ねましたけれども、評価調書といいますか、一応順番にといいますか、そういうふうなものはまだ残っておりますけれども、今のところ整備についての必要性があるか、また緊急性を考えたときに、まだまだほかのところと比べれば難しいという答えでありました。

また、この用地は、J Rの用地となっておりますので、J Rにも維持管理、整備についてお尋ねをしておりますけれども、建物についても、個人の所有でありまして、J Rとしては整備計画はないということでした。

しかしながら、今後もやはり江北町の玄関口ということで、県やJ Rに対して粘り強く要望活動をしていきたいと思っております。

また、今後北側の開発については、やはり関係機関等を含めて検討をしてみたいと思っているところでございます。

#### ○武富 久議長

6番吉岡君。

#### ○吉岡隆幸議員

ただいまの町長の答弁の内容といたしますか、この内容はその当時の内容とほぼ一緒だというふうにとめました。しかしながら、私があえてタイトルに「江北町北側開発」というテーマを挙げたという中で、この北口のことを取り上げたんですけれども、やはり、江北町の今のバランスを見てみますと、皆さん方一目瞭然、その状況というのがおわかりだと思います。

今現在、小田地区のいろんな開発とか町営住宅の新築云々等が手をかけられようとしておりますけれども、この北口に関しても、いろんなそういう条件というものは当然あると思います。私、J Rのほうにも出向いてお話を聞きました。そしてなおかつ数人の建物の持ち主の方にもお話をさせていただきました。

そういった中で、ここで営業をされている人もあります。しかしながら、もう何十年も空き家のままで何の利用もしていない人もいらっしゃいます。そして、なおかつこれが重荷になっている持ち主の方もいらっしゃいます。それを取り壊そうとしても、あれが長屋になっ

ているために、どうしても単独でできないという条件でもございます。そういうもろもろの条件を考えてみますと、今町長の話にもありましたけれども、例えば、県が言うことを聞かないとか、JRに計画がないとか、そういうふうなことも当然あるかと思えますけれども、やはり、本家本元のこの江北町が立ち上がらないと、この話は全然進んでいかないと思えます。当然、5年も6年も前にこの話をして、言っては悪いけれども、それが一步も進んでいないというのが現状でございます。

これは、私の考えで非常に失礼かもしれませんが、できるかできないじゃなくて、まずやるかやらないかです。取りかかるかかからないかです。順番を待っていれば、いつまでたっても順番は来ない。それが、要するにこの現状を見て十分わかると思えます。

私も、気分的にとにかくここをやらなきゃいかんと、これをやれば、江北町はまた変わるというような感覚でずっと今まできました。しかしながら、なかなかこれが、私は毎日ここを通勤して通っていますけれども、毎日同じ風景です。なおかつ、ここの反対側の方の屋根瓦が落ちるような現状でもあります。そして、いろいろとこの状況を話しますと、先日の議員例会のときに江北町の空き家の件数のデータをもらいました。これは執行部からいただいたんですけれども、この空き家で新宿が一番多いんですね。今、小田地区で手がけられている石原地区も2番目に多いです。そして、この数字から見ると江北町全部で大体125軒あります。なおかつ北側に100軒近くあるんですね。これは、要するに住宅の密集地とか、いろんな条件というのがありますけれども、この現状を見てみて、何で町長はこれに一步足を踏み出そうとしないのかというのが、非常に私は不思議ではないです。きのうの話にもありましたけれども、町長は、あと3年の任期があります。我々もあと2年あります。その中で、ぜひこの一步を踏み出す。その材料としてこの北側のマーケットの状況というものをもっともっと綿密に調べていただいて行動を起こしていただきたいと、そういうふうな気持ちで私はこの質問をいたしました。

当然、今言うようにJRの問題があり、各個人の持ち主の問題もあり、いろんな条件があるかと思えますけれども、そのいろんな問題を列挙して、できることからやる。まずどこに手をつけるんだということを、町長ここでお互いの議論の中で、具体的には出ないかもしれませんが、町長のやる気を見たいというのが私の今回の質問でございます。その辺をもう少しお話をいただきたいと思えます。

○武富 久議長

答弁を求めます。田中町長。

**○町長（田中源一）**

再質問にお答えをいたしたいと思います。議員が言われるように、平成17年から何も進んでいないというのは、本当に大変申しわけないなという思いをいたしております。

そういう中で、これまでは、県やJRがうんと言わないとなかなか先へ進まないというふうな形で町としても臨んでいたわけですが、今、議員が言われるように、そういう中では何も解決をしていかないというのは私も感じております。

そういう中で、今考えていることは、これからは、もちろん町もですが、教育委員会、PTA、そしてまた地元あたりと一緒に、まずは県へ要望をしなくちゃいけないと。そしてまた、やっぱり計画がないと、なかなか県あたりをお願いするにも願いが先へ進まないということもありますので、やはり駅北側の開発計画というふうなものをまずつくらなくちゃいけないなと思っております。

そういうことで、議員が言われるように、あそこの土地はやはり将来の江北町の発展にとっても、ぜひとも整備をしなくちゃいけない地域でありますので、議員が言われるように、この3年のうちに何とか前へ進めるような形を努力していきたいと思っております。

**○武富 久議長**

6番吉岡君。

**○吉岡隆幸議員**

今、町長のほうから話をさせていただきました。とにかく、何かをやるときには、やらなければいけないと皆思っているんですね。思っているけれども、一つ何かを一つ、一步踏み出せば、その先が少しは見えてくるんじゃないかと。私は、今回の町営住宅の問題にしても、いろんな同僚議員が質問をされまして、そしてなおかつその結論として、改築もあり、改修もありという流れになってきたわけですね。これは、本当に町長がこういうふうにとやろうとやろうと思えば、そのやるための方法というのは、みんなが、周りが必死になって考えて、そして結論というものが出てくるというふうに感じております。

北側というのは、今、上小田地区、小田地区にいろんな意味で私も関与させていただいて話が進んでおります。これは、本当にここ二、三年のうちにがらっと変わって、あそこがもっともっと目指すと言いますか、みんなが目を向ける地区になると思います。なおかつ、そ

うなれば、やはり人もふえるでしょうし、その町全体がまたにぎわうようになるかと、そういうふうに私も確信をしております。ぜひ新宿という、過去には江北町で一番にぎわっていたところが、実際今見てみると、町長のお膝元である地区が一番寂しい状況になっているんじゃないか、そこを何とかしなければいけないと。それがやっぱり江北町の活力につながるのではないかというふうな気がしております。

何はともあれ、一步踏み出すこと、それをぜひお願いをして、今、町長の決意を聞かせていただきましたので、答弁は要りません。そういったもので我々も一生懸命なってやっていきたいと思いますので、ひとつ議長もよろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。

#### ○武富 久議長

これで6番吉岡議員の一般質問を終わります。

続きまして、7番土淵茂勝議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

#### ○土淵茂勝議員

おはようございます。日本共産党の土淵茂勝です。

憲法を暮らしに生かすということで、4点ほど質問をしたいと思います。

まず第1ですが、日本国憲法は、前文の冒頭部分で、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と述べております。

今、この憲法を変えようという動きが強まっており、核武装を公然と主張する政党さえも出てきました。この政治状況について、町長はどのような認識を持っておられますか。

2点目、政権を取り戻した自公政府は、民自公3党による社会保障と税の一体改革の名のもとに、生活保護費の削減を実施し、生活保護基準の引き下げを進めようとしておりますが、これは町民生活に多大な困難を強いるものです。憲法25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」としており、これを具体化したものが生活保護です。保護基準の引き下げは、町民生活全体に大きな影響を与えます。最低賃金や、住民税の非課税基準、就学援助の対象基準など、福祉、教育、税制などの多様

な施策に連動しているからです。全国知事会も反対していると聞きますが、町村会としても、この基準引き下げに反対する立場を明らかにし、政府に実施しないように求めるべきではありませんか。

3点目、改憲の主張をする人たちの最大の目的は、憲法9条を変えることです。政権党の首相みずからが国防軍創設を唱えていることは驚くべきことです。

憲法9条は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」となっております。平和に暮らすことを希求する国民、町民はもとより、世界の宝です。憲法99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」となっており、首相の改憲行動は許されておられません。憲法遵守と、憲法を暮らしに生かす視点を、町長、町職員のものとするために、庁舎に憲法前文を記した碑を設置するように提案をいたします。

最後、4点目です。教育長にお尋ねします。江北中学校では平和教育が進められ、憲法学習も行われていると思います。憲法前文の最後の文言は、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」となっております。

憲法学習の最後に、この文言を唱和し、誓いとしてはどうでしょうか。以上、提案し、答弁を求めます。

#### ○武富 久議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中町長。

#### ○町長（田中源一）

それでは、土淵議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

憲法を暮らしに生かしてくださいということでございますけれども、憲法の改正についての私の認識はとの質問ですけれども、議員が先ほど申されましたように、憲法の前文にもあるように、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動することとされておりまして、議論においても、国会の場において、十分な議論が行なわれていくものと思っております。

日本国憲法公布後66年を経過した今日においても、憲法に掲げられているような崇高な理想と目的を達成することに向け努力すべきであり、私も、やはり特別公務員という形で憲法を尊重し、擁護する義務を負っているものと思っております。

次に、生活保護基準の引き下げに伴う町民生活への影響についてであります。議員が言われるように、保護基準の引き下げに伴い、住民税の非課税限度額が下がっていけば、平成26年度から住民税が課税されていない低所得者の一部の方が課税されることになったり、保育料や国民年金保険料の免除、医療、介護保険の自己負担額の軽減の措置の対象外となったりと、各種の低所得者対策に影響が出る可能性があると思っております。

政府としては、しかし他の制度への影響を避ける方針を確認していると思っておりますけれども、今後の政府の動向を見ながら、必要な場合には町村会としても何らかの対応を行っていく必要があるのではないかと考えております。

なお、憲法の遵守についての碑の設置ということですが、職員については、採用時において地方公務員法や町の条例に基づき、サービスの宣誓を行うこととされており、その中でも憲法の尊重、擁護を誓っていますので、碑の設置については、今現在のところ考えてはおりません。

私からは以上でございます。

#### ○武富 久議長

続きまして、赤坂教育長、答弁を求めます。

#### ○教育長（赤坂 章）

憲法を暮らしに生かしてくださいと。憲法前文の最後の文言を憲法学習時の最後に唱和し、誓いとしてはどうですかということについてお答えをいたします。

学校では、国語、社会、数学など、多くの教科を学習しています。教科には教科の特性があり、それぞれの目的、目標を達成するためにいろいろな学習活動を展開します。

一般的には学習活動は、内容を理解させる、考えさせる、考えを出し合う、一般化を図る、覚える、使うというようなパターンが考えられておりますし、そういう学習活動を行っております。

最後の、覚える、使うという段階では、何回も書く、何回も読む、何回も唱えるなど、繰り返すことで定着を目指しています。御質問の憲法前文の最後の文句を唱和し誓いとするということも、その一つの定着の方法かと思えます。今年度、江北中学校では、生徒会を中心に「いじめ追放宣言文」を作成して、集会等でいじめ追放宣言文を唱和し、いじめ追放の誓いをしています。このことは、憲法で学習した人権尊重、平和主義、平等などを学校生活に生かし、将来へ向かって生きていく力として、学校教育が担っている1つの例であります。

このような、知識中心だけの学習だけではなく、これを学習した知識や技能を活用する力が育つように学習していくことが、暮らしに生かすことにつながっていくものであり、ほかの教科の活動でも進めたいと思っております。

以上のようなことから、国の最高法規である憲法の文言をそのまま唱えることも大事な学習の方法ですが、実際の学校生活や、将来の生活に生かすことで憲法の学習がより深まっていくものになっていくのではないかと思います。

以上です。

#### ○武富 久議長

7番土渕君。

#### ○土渕茂勝議員

町長の答弁についてですけれども、憲法の尊重、それを擁護していくというその立場についてはそのとおりだと思いますけれども、改憲の動きについて、町長はどのように見ておられるか、そのあたりをもう少し答弁をお願いしたいというふうに思います。

それともう1つは、生活保護基準の引き下げに関連しての質問ですけれども、今の政府が他の制度にそれが及ばないようにというふうに言っていることは私も存じております。

ただ、それは何の保障もないというのははっきりしているわけで、そういう意味で知事会も反対をはっきりと表明していると。町村会としては、これについては論議とか検討はされているのかどうか。町長は佐賀県の町村会長ということですがけれども、全体の町村会、それから、佐賀県でこれが論議されているのかどうか。されていなかったら、改めて知事会と同じような立場でこの問題に当たってほしいということで、再度町村会としての対応をお聞きしたいと思います。

それと、もう少し改憲の動きについてお話しますと、憲法改定の手始めとして御承知と思っておりますけれども、憲法第96条の改定が俎上に上がっております。96条というのは、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行なわれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と、こういうふうになっております。この憲法の改定というのは、国民には発議権はないわけですね。国会議員に発議権を与えているわけです。

そして、この96条をどういうふうに改定しようとしているかということ、3分の2を2分の

1にするということですね。それと、国民投票は、投票者の過半数とすると、こういうふうになっております。これは、憲法96条では有権者の過半数というふうにも書いておりませんし、ここは非常に微妙なところですが、ただここで、96条が狙上に上がっている狙いというのは、今読みましたように、国会議員の発議権をよりやりやすくすると、これ自身が憲法違反というふうには私は思いますけれども、こういうふうには動いております。

そういう意味で、改めて改憲の動きについての町長の認識ですね。それが言えるなら答弁をお願いしたいと思います。

**○武富 久議長**

答弁を求めます。田中町長。

**○町長（田中源一）**

再質問にお答えをいたしたいと思っております。

改憲の動きについての私の考えはということですが、先ほども申しましたように、やはり憲法の前文にも書かれているように、正当に選挙された国会における代表者を通じて何でも決まていくという形になっておりますので、まずはやはり国会のほうで十分に審議をしていただくと。こういうものは町村の議会というよりも、国会で論議すべきことであって、まずそこでやっていただきたいと。しかし、個人的には、やっぱり3分の2ぐらいはあったほうが私はいいいんじゃないかなとは思っておりますけれども、その辺は国会の動きを見守っていきたいと思っております。

それから、町村会での検討ですが、町村会のほうでは、今のところ話に上がったことはありません。もちろん、県の町村会でもありませんし、全国の町村会でも憲法改正に反対というようなことはまだ聞いておりませんので、また4月には東京に行って、全国の会長会等もありますので、その辺で様子を見ていきたいと思っております。

（「町村会の問題は生活保護基準の……」と呼ぶ者あり）

生活保護基準の問題ですか、そこまでは何もまだ話し合ったことは全国でもありません。

**○武富 久議長**

7番土渕君。

**○土渕茂勝議員**

私が、憲法を暮らしに生かすということで今回質問したのは、今、町長は憲法の改定というのは国会に任せればいような話でしたけれども、そうでないという視点からこの問題の

質問をしているところです。その一つとして、憲法25条で決められている、あるいはそれを根拠にしている生活保護基準について、この変更について、町村会としてもこれは認められないという意見発表というんでしょうか、あるいは意思をはっきりと示して政府に求めるということが必要ではないかということで質問をしております。町村会で憲法がどうのこうのじゃなくて、憲法のどの条項が今問題になっているのか。それと私たちの暮らしとか平和という問題と絡めて考える時期に来ているということですね。一般論として改憲の必要があるのかどうかということで質問をしております。その問題はそういうことで認識いただいて、もう少し質問したいと思います。

生活保護の問題ですね。生活保護の問題は、憲法25条に沿って私が質問している部分ですけども、生活保護基準のいわゆる引き下げということですね。これについては、先ほど町長も、これがほかのいろんな分野に影響が出ると、町民生活に多大な影響が出るという認識は答弁されました。

そこで、きのうの生活保護の問題について同僚議員のほうから質問がありまして、私が答弁に納得できないところがありましたので、関連して質問したいんですけども、きのう、生活保護基準額についての質問に対して、わからないという答弁がありました。それについてですけども、国の援護局は、生活保護基準、生活保護実施要領などの資料を出しているのではないかと思います。町は、それを持っていないということかどうか。

それでは生活困窮者への支援はできないというふうに思います。生活保護を受ける受けない、それを直接判断するのは県の西部福祉事務所ですけども、申請は町が受け付けるというふうになっております。そのときにある程度の相談がありますから、それについて福祉課が、判断はそこではできないわけですから、それが基準に当てはまるかどうかという話は当然されると思います。

もう1つ、これは前も私は聞きましたけれども、生活保護の申請書は備えてあると思います。町民から申請書を求められたら無条件に渡すということを前回も私が言いまして、それはそうするというふうになっております。それは今そういうふうになっているのかどうかですね。

それともう1つ。きのうは災害弱者に対しての支援調査とか、そういうものの討論がありましたけれども、私は、生活保護を受ける状況にある人はもっとたくさんおられると思うんですね。今、全国で見まして、日本ではその対象の中で大体2割ぐらいしか受けられていな

いというのが現実です。そういう意味でどれぐらい生活保護を受けることによって、憲法25条で保障されている健康で文化的な生活ができる、そういう支援をするためには調査が必要だと私は思いますけれども、そういう調査をされたことはありますか。また、されていなかったら、ぜひそういう視点でも町民の生活を見ていく必要があるんじゃないかということを再度質問したいと思います。

それから、これは憲法を暮らしに生かすという立場の一つとして私は言いたいんですけども、生活保護には現実には差別と偏見が根強くあります。それを取り除くことが憲法の一つの精神ではないかと、だから、憲法というのは、そういう意味で生きたものとして日常の行政に使ってほしいと。

この問題での最後の質問ですけれども、生活保護の人数ですね。生活保護を受ける人数について、県から、江北町ではこれぐらいにしてくださいというふうな数値目標が示されておりますか。以上の点を生活保護に関連してお聞きしたいと思います。

#### ○武富 久議長

北島福祉課長、答弁を求めます。

#### ○福祉課長（北島 博）

土渕議員の御質問にお答えをいたします。

昨日、生活保護基準を持ち合わせていないということで、きのうは持ってきておりませんでしたので、きょう、担当の方からいただいて持ってきております。

それぞれ江北町の基準額は決まっております、まず第一類ということで個人消費の食費関係、その分の基準額もそれぞれ年齢によって定められております。（発言する者あり）基準は備えております。

それと、あと数値目標ですけれども、そういったものは一切あっておりません。当然、保護基準に該当するような方がいらっしゃったら、福祉事務所のほうにつないで、福祉事務所で調査した結果、保護が必要であれば保護を決定するということになっておりますので、各町ごとに定数があったり、枠が決まっているということは一切ありません。（「申請書については」と呼ぶ者あり）

申請書については、福祉課のほうで備えておりますので、必要の都度、申請があった場合にはすぐ交付するような形になっております。交付された申請書について、こちらのほうから書き方とか、いろんな指導をして、こちらのほうで受け付けた後に福祉事務所のほうに送

付をしております。

実際の町内での生活保護に該当するかどうかという調査については、人数の制限もありますし、職員体制もありますし、そのほかにいろんな福祉関係の仕事を抱えておりますので、直接町のほうとして調査をしたことはありません。ただ、毎年4月現在で、民生児童委員さんたちが各地区の実態を調査しておられますので、そういった中で生活困窮者の方がおられる場合は、民生委員さんの方から話が来たり、あと、ケースワーカーの方にその分をつないだりしながら、生活保護に該当するような方については、手を差し伸べているというのが状況です。

**○武富 久議長**

7番土渕君。

**○土渕茂勝議員**

この生活保護は、町が直接責任持つてというか、そういうものではありません。先ほども言いました西部福祉事務所が最終的には判断をするということですが、この制度については、きちんとつかんだ上で対応をしてほしい。それと、生活実態の問題ですが、これは町が持っているいろんな、いわゆる所得の状況というのはみんな把握されているわけですので、やろうと思えばいつでもできるというふうに思います。

そういう意味で、ある程度これぐらいの所得の人は対象になるなというぐらいの数の把握はぜひしてほしいということを要望しておきたいと思います。

もう1つ、私が昨年質問した問題で、就学援助3項目の実施について教育長に質問をいたしました。

この措置は、2010年4月からの実施となっているということで、法令遵守の立場から速やかに実施を求めますという質問をいたしました。これについては、その後どのような経緯になっているか、教育長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

**○武富 久議長**

赤坂教育長、答弁を求めます。

**○教育長（赤坂 章）**

申しわけございませんが、もう一度詳しく。

**○武富 久議長**

7番土渕君。

**○土淵茂勝議員**

昨年、私が質問したのは、就学援助3項目、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費の支援ですね、これが実施されていない。これは法律で2010年の4月から決められております。ただ、この場合、予算措置がされていないということで実施をしていないというのが前回の答弁でした。そのことがどういうふうに検討されたのか。そのことを、この憲法を暮らしに生かすという立場で皆さんがどういう取り組みをしているかということで再度お聞きしております。

**○武富 久議長**

赤坂教育長。

**○教育長（赤坂 章）**

ただいまの件につきましては、近隣の白石とか大町とかの取り組み状況がどうであるのかというようなことを調査するというようなことで調べてみまして、近隣もそのような取り組みがまだなされていないので、今後検討するというようなことでお話をしたかと思っております。

現在のところ、他町の様子を見ながらというようなことで、まだその後はそのままでございまして、今言われた3点についての取り組みはしていない状況でございます。

**○武富 久議長**

7番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

それでは、私が今細かいことで質問をしているのは、憲法を暮らしに生かすということと、やっぱり憲法の立場で物事を処理していく、進めていくと。先ほどの教育長の答弁は、前回の答弁と全く一緒になっているわけで、それがやっぱり促進されることが必要だろうと思うんです。この就学援助3項目については、佐賀県でやっているところは、今、私の情報としては聞いておりません。しかし、全国では既にやっているわけですよね。これは、予算措置がないということで棚上げにされているわけですけども、これは、もちろん政府に責任がありますけれども、町として憲法、あるいは決まったことを実施していくという点では、町独自でやる気があればできる。そういう意味で、やはり憲法に基づいた行政ということを強く進めてほしい、日常的に進めてほしいということを指摘して、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、35人学級の実施と体罰、暴力の根絶をということで質問をいたします。

文部科学省が2013年度から5年間で小・中学校全学年の35人学級を目指しておりました教職員定数改善計画が、教育再生を掲げているにもかかわらず、安倍政権のもと見送りになったと聞いております。実施の見通しはどのようになっているか、教育長の答弁を求めます。

教育の現場、スポーツから体罰、暴力をなくすことは急務になっております。体罰、暴力は、教育、スポーツとは相入れない対局にあるものとしての認識が、教育の現場はもちろん、家庭や地域からも根絶する取り組みが必要ではないでしょうか。町長、教育長の認識を伺います。あわせて、教育の現場の状況、今後の取り組みについて、何か考えておられればお聞きをしたいと思えます。

### ○武富 久議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。赤坂教育長。

### ○教育長（赤坂 章）

2点についてお答えをいたします。

まず、35人学級の実施ということでございます。我が国の1学級当たりの児童・生徒数は、大変長い法律の名前でございますけれども、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、一般的に「義務教育標準法」と言っておりますが、——で定めてあり、一クラスの子供の数は、小学校1年生で35人以下。小学校2年生から中学校3年までは、最大40人となっています。40人学級は、昭和55年から実施されており、現在学校が抱えるさまざまな課題を解消し、きめ細やかで質の高い世界最高水準の教育を実現するため、教員が子供と正面から向き合うことができるよう、少人数学級のさらなる推進と個別の教育課題に対応した計画的な教職員定数を文科省は要求をしています。

また、現場、地方の声として、教育委員会連合会等では、中学3年までの35人以下学級を実現するために要望書を提出したり、各団体と協力して呼びかけをしたりしております。

35人学級の実施の見通しについてであります。文科省は来年度の予算編成をめぐり、全国の公立小・中学校で少人数学級を促進するために、5年間で教職員を2万7,800人増員する必要があると示した新たな教職員定数改善計画をまとめています。

今年度の義務教育費国庫負担金の要求内容を具体的に言いますと、教育職員定数の改善として、5,500人の増員要求をしています。

その内訳は、1つ目に35人以下学級の推進など、学校規模の適正化に対して3,900人。これは36人以上学級の解消、複式学級の解消、改善。各都道府県の判断に対応した実施学年等

を選択するものです。佐賀県では小学校2年生と中学校1年生の学年で35人を超える学級は、クラス数をふやすか、チームティーチングを充実させるかを各市町で選択し、教員をふやすようになっています。

江北町は、来年度の中学1年の学年がその選択できる対象人数になりますので、法律では2クラスのところを3クラスにする要望書、希望書を提出する予定にしています。

2つ目の内訳は、個別の教育課題に対応した教育職員配置の充実として1,600人。江北町の小・中学校には、この中から平成24年度までに獲得している教育職員の配置をしてもらっているところです。

しかし、文科省の要求に対しまして、財務省は少子化で子供の数が減っているのに、教職員が減っていないという理由で意見が対立しており、完全実施のめどがつかないのが現状であります。今後の推移を見守っていきたいと思っております。

次に、体罰の件でございますが、文科省から2段階の調査依頼がありまして、今、学校長が把握していた分での調査結果につきましては、江北小・中学校での報告はありませんでした。

調査は2段階に分かれておりまして、次の段階が現在調査中であります。児童・生徒や保護者へのアンケート調査、また、教職員への聞き取り調査などを校長が取りまとめております。

暴力行為そのものは、教育の現場だけでなく、いろいろな場面において根絶する必要があることは土渕議員と同じ考えでありますし、積極的に取り組んでいこうという考えであります。

以上でございます。

#### ○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

#### ○町長（田中源一）

それでは、私のほうにも質問がっておりますので、体罰の件ですけれども、私たちの小さいときには愛のむちというか、そういうふうな形で先生たちから叱られたり、たまにはたたかれたりということはあったわけですが、今現在では、暴力は絶対にいけないということで私も認識をいたしております。

#### ○武富 久議長

7番土淵君。

#### ○土淵茂勝議員

もう時間が余りありませんので、詳しくは聞けませんけれども、今の答弁で2点だけ再質問をいたします。国は、文科省は35人学級を5年間で全学年に進めるという計画があるのに、新しい政権はそれを見送りになったと私の質問ですけれども、そのことによって、佐賀県は文科省の方針をそのとおり実施するという立場で今、教育長は答弁されたのかなというふうに思いますけれども、佐賀県は計画どおり進めるというふうになっているのかどうか。

それと、江北町では対象になるのは中学校1年だったですかね。2クラスのところを3クラスにできると、これは実現できるという答弁でしょうかね。そのことをもう一度確認いたします。

それと、小学校は1年から6年ありますけれども、これは、1年、2年は35人以下だと、そういうふうに認識しておりますけれども、3年から6年、これはそうっていないのか、それともそういうふうになる計画なのか、そのことをちょっとお聞きをしたいと思います。

それと、体罰の問題。もちろん町長がそれを否定されるのは当然なことだと思うんですけども、私は、体罰、暴力は教育と相入れないと。これは教育の現場でもそうだし、スポーツの現場でも、これは大阪で随分問題になって、有名なプロ野球の人が、暴力は一切必要ないということで、大阪市のいろんな講演の中でもそういう講演を続けられておりますけれども、私が言いたいのは、体罰、暴力は教育、あるいはスポーツに必要なんだというこの認識を教育現場ではもちろんですけども、地域社会の中からこういう考え方を一掃していくと。

そういう意味で、今後の取り組みについて何か具体的に考えられているかどうか。考えておられないなら、ぜひそうした講演というんでしょうか、そういったお話も聞くというような取り組みをしていただければというふうに思いますけれども、以上、よろしく願います。

#### ○武富 久議長

赤坂教育長、答弁を求めます。

#### ○教育長（赤坂 章）

お答えいたします。

35人学級は見送りになっているのかということでございますが、これは、先ほど言いまし

た義務教育標準法で35人学級となっているのは、全国では法のもとでは小学校1年生だけです。佐賀県の場合は、1年生、2年生、それから、中学1年生が35人でやっております。

それから、今法がそういうふうになっておりますので、文科省が要求しているのは、36人以上の学級がたくさんあるわけです。それに対して5,000人なら5,000人というのを今年度は要求をしていると、そういう学級がたくさんあるから、それに対する定数をふやしてほしいというようなことで進められているところです。

それから、江北中学校の場合は、中学校1年生35人、75名になりますので、36人を超えますので、71名以上が対象になってきますから、希望すれば3学級ができるということになります。

それから、3年から6年生はなっていないかということですが、佐賀県はなっておりません。全国的に見ますと、なっているところもあるというようには聞いております。

それから、暴力への取り組みですけれども、実際、スポーツの場面では、選手が力を出すように、非常に恐ろしいような声を出してみたり、叱咤激励をする場面は確かにあるかと思えます。非常にそういう場面だけを捉えますと、言葉の暴力というようなことにもつながっていきますが、場面、場面によって、いろいろ経験されているかと思えますけれども、そういう場面もありますけれども、やはり、たたいたり蹴ったりするというようなことはいけないことでもありますので、いろんな場面を通して指導をしているつもりでございますが、かつて青少年育成会議等の中でも、青少年に対するスポーツ指導のあり方というようなことも講師を招いて取り組みましたし、また、町では年に2回ほど外部指導者の指導者の方、また、学校関係の指導者と一緒になって、スポーツ指導のあり方というようなことで会を持っているところです。

今後、そういう機会をたくさん持ちながら、暴力根絶等への適切な指導というようなことで取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

**○武富 久議長**

7番土渕君。

**○土渕茂勝議員**

そしたら、次に進みたいと思います。

高齢者祝い金削減の中止をということで質問をいたします。

高齢者祝い金の引き下げが今回提案されております。その根拠と必要性はどこにあるのかをお聞きします。

今日、介護や高齢者医療の負担がふえて、年金引き下げも強行され、高齢者福祉の後退が相次いでいます。高齢者、長寿者が疎まれるのではなく、尊敬される世の中が、洋の東西を問わず、時代を超えた道徳であり、真理だと思います。

これまで江北町が積み上げてきた高齢者施策を後退させるのではなく、県内一へと充実すべきではないかと思います。肺炎球菌の予防接種の助成に祝い金を減らして充てるのではなく、適当な予算措置で可能な金額ではないでしょうか。祝い金削減の中止を求めたいと思います。

**○武富 久議長**

田中町長、答弁を求めます。

**○町長（田中源一）**

それでは、高齢者祝い金削減の中止をということでお答えをいたしたいと思います。

高齢化が進む中で、後期高齢者の医療、また、介護保険給付等に対する町の負担は年々増加をいたしております。

今後、ますます高齢者の福祉や保健にかかる財政需要は増大していくものと思っております。町としては、福祉を始め、多くの施策を実施していく必要がある中で、高齢者福祉の安定的推進を図っていくためには、限られた財源の中からそれぞれ必要な財源を確保する必要があります。

議員御質問の高齢者祝い金については、現在77歳、88歳、99歳、100歳、100歳以上の方に支給をいたしております。100歳までの祝い金の合計額は、県内の市町村の平均額の2.4倍余りとなっており、県内では玄海町に次いで2番目の大きな額となっております。

今回変更する祝い金は、88歳、99歳、100歳以上の方について一律5万円とさせていただくものですが、それでも100歳までの祝い金の合計額は、県内平均の2.1倍の額であり、まだまだ県内で2番目というところであります。

議員が言われるように、高齢者の方々を敬うことは、人として大切なことで、今回削減をさせていただく財源については、高齢者の死亡原因の上位である肺炎予防のための肺炎球菌ワクチン接種費用の助成財源の一部とするためでありまして、70歳以上の全ての高齢者の方が恩恵を受けられ、高齢者の方々の健康維持と福祉を総合的に実施するためのものであります。

予防接種の費用につきましての助成は、今回の新年度予算でお願いをいたしておりますが、県内では最高額の助成を行う予定でありますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

**○武富 久議長**

7番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

幾つか聞きますけれども、町の改定案、88歳で1万円の削減になります。それから、99歳で2万円の削減というふうになります。それから、101歳以上が半分の10万円から5万円というふうな金額になりますけれども、この削減の金額の根拠でしょうか、あるいは考え方はどういうふうと考えられたのか。

過去の資料が手に入りました。高齢者祝い金の変遷というのがどういうふうになっているかということを見ますと、平成10年に条例が制定されたのかどうか、ちょっと私はそこまで確認しておりませんが、このときは、70歳、77歳、88歳、90歳、99歳、100歳以上と、こういうふうに6段階の祝い金の支給制度ができております。それがこれまでに、平成16年、18年、それぞれいろんな理由付けがされて削減がされて、今回どういうふうになったかと言うと、年齢でいいますと70歳はなくなりまして77歳、それから88歳、それから90歳はなくなって99歳、そして100歳。101歳以上というのが今回新たにできたわけですね

だから、この傾向を見た場合に、やはり高齢者への尊敬の気持ちというのは、これは見ただけでも下がってきていると。私は、この祝い金という金額だけにあるんじゃないかって、高齢者の位置づけ、これは国の高齢者福祉医療、そういうものと引き合わせてみても、高齢者に対する尊敬というんでしょうか、財政的な支援というのは後退をしていると、これは全体の社会生活というんでしょうか、それを見た上でも大きな問題だというふうに思います。

だから、やはりそういう道徳が後退していると私は思うんです。そういう意味で、今回の措置というのは納得ができないと。先ほど言いました金額についての説明ができれば、説明をお願いしたい。

もう1つは、70歳以上の肺炎球菌の予防接種、これは既に他のところでもやっているところもありますし、子供たちの肺炎球菌の予防接種は既に無料化されていると思います。当然、高齢者に対するこの制度は必要な制度だと思います。その一部として高齢者祝い金を充てる必要はないんじゃないかと。ないんじゃないかというのは、この肺炎球菌の予算措置というのは、今の町の財政状況からしても十分できる措置ではないでしょうか。今回、70歳以上が

全部が対象になりますよね。予算としては、今回出されておりますけれども、そのうち20%というふうになっております。改めて関連で確認しますけれども、肺炎球菌の支援というのは、70歳以上、要望される方には全部支給されるのかどうか。それと全額支給されるのかどうか。それがそうであるならば、やはり高齢者祝い金とは別の視点から、いわゆる医療支援という視点でこの問題を措置すればいいんじゃないか。それを高齢者祝い金とダブらせる必要は全くないというふうに思います。

そのあたりの考えはどういうふうにしたのか、お聞きをしたいと思います。

#### ○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

#### ○町長（田中源一）

再質問にお答えをいたしたいと思います。

金額の根拠と言われましても、これは他町とかと比べてどうなのかということで、今回88歳が今まで6万円だったのを5万円に、99歳が7万円だったのを5万円にという形でお願いをしたわけです。101歳以上は新たに5万円になりましたけれども。

そういう中で、やはり引き下げということになれば、やはり老人会の皆さん方の御理解を受けなくてはいけないということで、この前に老人会の皆さんに説明をして、それはいろいろ、私も今までもらった人からお礼を言われたりして、「6万円ももらったですよ」、「7万円ももらったですよ」と、本当にこんなに高額をもらうのを大変恐縮をされている面も多々あったのを私も覚えております。

そういう中で、今回、肺炎球菌の補助をやろうというときに、やはりやるならば県下でも一番多くの5千円ぐらいは補助をしようということで、それはもう、今までは77歳まで生きられないといえますか、一回も恩恵を受けられない人も出ているわけですので、そういう人たちにも受けられるように、肺炎球菌の予防接種をしていただいて、長生きをしていただきたいと。全ての老人の皆さん方に恩恵があるようにという形で、今回こういうふうな形をとらせていただいたわけです。今回の差額が大体108万円ぐらい低くなりますけれども、その分を肺炎球菌の予防接種を、これは初年度は20%ぐらいしか受けられないだろうということで、20%で約200万円近く——倍ぐらいになります。もちろん、これが多くなれば、30%でもなれば補正をしてつけていきたいと。希望される人には全てやっていきたいと思っておりますので、そういう形で、昔は平均寿命が短かったときに高齢者という形のものがあったわ

けですけれども、平成10年にできるもっと前は、私が覚えているのは、80歳か85歳以上の方には毎年2万円か3万円ぐらい行ってたんですね。それがいろいろ改革といいますか、そういう形になって、やはり年々高齢化率が上がってきて、平均寿命も上がってきて、そういう中で平成10年に70歳ができたんですけれども、70歳の方には子育て支援の方に回してくださいということで、それも老人会にお願いをして、了解をしていただいて、70歳も減らした経緯がありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

**○武富 久議長**

もう時間です。

**○土渕茂勝議員**

一言だけ。もう少し言いたいですけれども、今、長寿県ということで沖縄県から長野県に変わりました。今、町長は長寿社会になったと言われますけれども、そこでの問題が何が起きているかという、そういう長寿が損なわれるような時代になってきているんだというふうな生活状況が今生まれているということも認識していただきたいと思います。

いずれにしろ、高齢者への尊重というのは、これから引き続いて進めてほしいと。答弁には納得はしてないということで質問を終わりたいと思います。

**○武富 久議長**

7番土渕君の一般質問はこれで終わります。

以上で一般質問全部を終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 再開

**○武富 久議長**

再開いたします。

一般質問に引き続き総括審議、委員会付託となっております。

お諮りいたします。ただいま議案第26号及び意見案第1号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第26号及び意見案第1号を日程に追加し、議題とする

ことに決しました。

議案第26号及び意見案第1号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。武富局長。

**○議会事務局長（武富利夫）**

（朗読省略）

**○武富 久議長**

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。田中町長。

**○町長（田中源一）**

それでは、追加いたしました議案第26号につきまして、提案理由の説明をいたしたいと思  
います。

平成24年度江北町一般会計補正予算（第8号）について。

一般会計の追加補正額は7億4,411万8千円を追加し、歳入歳出予算総額を50億8,015万2  
千円とするものです。

今回の追加補正予算は、国の緊急経済対策関連事業の2月26日の補正予算成立に伴う内示  
等による増額補正となっております。

歳出予算の主なものとして、空き家・空き店舗等再生による地域活性化事業1,894万2千  
円、地域経済循環創造事業310万6千円、地域農業水利施設ストックマネジメント事業2,910  
万3千円、農業基盤整備促進事業1億213万9千円、橋梁長寿命化修繕計画事業5,020万円、  
道路ストック総点検事業1,800万円、通学路交通安全対策事業5,110万円、道路舗装補修事業  
2億8,170万円、町営住宅建設事業8,914万円、小・中学校理科教育設備整備事業197万3千  
円などとなっております。

なお、今回の追加補正につきましては、繰越明許費の設定を行い、事業執行を平成25年度  
へ繰り越すこととしております。

また、追加補正の財源としましては、事業執行に伴う受益者分担金、国県支出金、地方債  
などになっており、普通交付税の決定及び特別交付税の見込みによる増額補正で、ふるさと  
振興基金への積み立てを行うこととしております。この積み立てにより、ふるさと振興基金  
の平成24年度末残高見込みが約3億2,500万円ほどになる見込みであります。

以上でございます。

**○武富 久議長**

町長からの提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。意見案第1号は、会議規則第36条第3項の規定により趣旨説明を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、意見案第1号の趣旨説明を省略することに決しました。

お諮りいたします。議案第18号から議案第23号までは一般会計並びに特別会計の当初予算となっております。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第23号までは、予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時55分 再開

**○武富 久議長**

再開いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、江北町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思えます。

予算特別委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員は、以上のとおり10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほど休憩中に互選されましたので、報告いたします。

委員長に古賀成君、副委員長に井上敏文君が互選されました。

では、逐次議案の審議に入ります。

## 日程第2 議案第1号

### ○武富 久議長

日程第2. 議案第1号 江北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

### ○西原好文議員

質問する前にですけど、議長、先日いただいた資料で質問してよろしいでしょうか。先日、勉強会の折にいただいた資料ですよ。

### ○武富 久議長

どうぞ。

### ○西原好文議員（続）

先日、いろんな内容の資料をいただきました。その中の2ページ目に、緊急事態宣言ということで、その内容の中に外出の自粛、催し物の開催の制限等の要請というのが文言で入っております。その後、町のいろんな対策本部を設けられて、3ページ以降に編成された組織だとか、あと庁舎内の各部署でそういったいろんな業務を担当する事項が書かれておりましたが、この外出の自粛だとか催し物の開催の制限というのは、どの部署がされるのかというのと、決定された後の告知というか、そこら辺の行動はどの部署でされるのか。

もう1点、今回制定されたら、健康危機管理室の中で、1ページで室長が町民への情報の提供ということで上がっておりますけど、今後、MCAを使って、例えば、今、インフルエンザが猛威を振るっております。マスクの対応だとか、いろんな対応をしてくださいというような告知もしていられるものなのか。その2点についてお願いいたします。

### ○武富 久議長

北島福祉課長。

### ○福祉課長（北島 博）

御質問にお答えいたします。

緊急事態宣言が発せられた後は、通常、県の対策本部のほうから外出の自粛とか、いろんな指示が出てくると思います。当然、一番上に立つのが国の対策本部、そして県の対策本部というのが同時に設置をされるわけですが、その後、国内のほうに新型インフルエンザが入ってきて、強毒性という状態であれば、緊急事態宣言が発せられて、市町村の対策本

部を設置するという事になっております。

情報関係については、当然、そういう事態になれば、テレビとかラジオ、町においては当然MCA無線を活用した形で広報を図っていきたいと考えているところです。

**○武富 久議長**

9番西原君。

**○西原好文議員**

ちょっと例を挙げて、数年前、私どもは子供を熊本のほうに剣道の試合に連れていったことがあるんですけど、熊本のほうでは結構インフルエンザが猛威を振るっていたというようなことで、佐賀ではまだまだ学級閉鎖までいっていなかったというような状況で、熊本に行って、現に私の教え子たちが2名ほどインフルエンザにかかった経緯があるとですね。そういったことで、今、北朝鮮がロケットを打ち上げたりなんかするときは、その期間中に外出をしたら、どこどこに遠征に行きますというような情報の提供を必ず役場のほうにせないけんですよ。そういったことで、そこら辺の海外遠征あたりの規制あたりも今後かけられるという可能性はありますか。そこら辺でもう一度お願いします。

**○武富 久議長**

北島福祉課長。

**○福祉課長（北島 博）**

当然、新型インフルエンザが発症して、国内に入ってきて、強毒性ということであれば、いろんな大会等も全て全国で自粛がなされるはずですし、そういった指令といいますか、そういったものが国、県を通じて各市町のほうには当然入ってくるものと考えておりますので、新型インフルエンザが発症した段階では各地区ではそういった大会等はできない状態になるだろうと考えております。

**○武富 久議長**

ほかにありませんか。2番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

過去、鳥インフルエンザとかなんとか発生した折、空港閉鎖とか、そういった体制までとられた時期もあると思いますけれども、もし江北町でこういった新型インフルエンザが発生したら、どこまでそういった範囲的なものの、制限ですかね、人の出入りの制限、そういったことはどういった体制をとられるつもりなのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

**○武富 久議長**

北島福祉課長。

**○福祉課長（北島 博）**

鳥インフルエンザですかね、そういった家畜関係だけに伝染するようであれば、一般的な人の動きについては、そこまで特に規制がかからないと思いますけれども、人から人へうつるような新型インフルエンザが発症した場合、当然、国内での発症というのは基本的には余り考えられておりませんが、海外から入ってくる可能性は十分考えられますので、そういった場合には、基本的には不急不要な外出はとにかく控えると。それとあとは、いろいろな検疫関係で、予防接種等も順次国の指導に基づいて各自治体でしていくような形になってくると思いますけれども。

**○武富 久議長**

2番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

いや、これはその感染ルートにかかわらず、本当に猛威を振るったら大混乱を起こす可能性もあるとですよ、実際。そこら辺の緊急体制的なことを考えれば、実際、これからどういった新型インフルエンザが発症するかちょっとわかりませんが、そういった緊急性を要することに対しては、勧告とまではいかないですけども、自粛勧告とか、そういった体制はどう考えておられるか。そういったことも考えておられるかどうか、ちょっとお聞かせください。

**○武富 久議長**

北島福祉課長。

**○福祉課長（北島 博）**

そのために、今回、国のほうでも新型インフルエンザ特別措置法が制定されて、国、県、市町段階ですね、そのほかにライフラインを持っておられる各業者関係とか、いろんなところでの体制というのが、今回、法整備をされた上で、各自治体ごとに計画を今策定している段階です。

**○武富 久議長**

2番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

もう1点お伺いします。

それと、こういったインフルエンザがもし発生した場合の検疫とか防疫、防衛措置、消毒ですね、そういった体制はどう考えておられるか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

防疫と申しますか、まず第1段階が、新型インフルエンザが新しく発症した場合に、実際それに対するワクチンというのがすぐにはできないわけですね。そのために、それに似たようなワクチンをまず医療機関の方とか、いろんなこういう危機管理に対応する方たちにまず優先接種を行うと。その次の段階で、新型インフルエンザに対するワクチンができた段階で、その分について各住民に対しての予防接種というのが国のほうから指示が来ます。その段階で、医師会とかなんとかとの協力のもとに予防接種をしていくという形になってまいります。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分に審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は常任委員会に付託することに決しました。

### 日程第3 議案第2号

○武富 久議長

日程第3．議案第2号 江北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第

36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第4 議案第3号

○武富 久議長

日程第4. 議案第3号 江北町町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

今回の条例の改正で、ほとんど一括法の施行に伴う改正という文言が出てきたんですけど、今回、町道の構造の技術的基準というのが改められているということですけど、前もですね、多分、馬場建設課長のときだったと思うんですけど、道路については、道路の端のほうののり面あたりは泥で施工するというような基準があったと思うんですけど、その後、多久あたりでは除草作業が大変だからということで、のり面あたりはコンクリートに変えたり、2次製品に変えたりした経過があるんですけど、そこら辺の基準の改定あたりは今回出てきているものか、そこら辺は町でどうにかなるものなのか。そこら辺の改定もあるんですか、そこら辺をお願いいたします。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長(柴田敏彦)

ただいまの技術的基準についてでございますが、町道ののり面については、町のほうでのり面のコンクリートとか、そういうふうな形で、この基準の中には定められていないということで、町のほうでその都度、臨機応変に地元との調整を図っていきながら対応していきたいと思っております。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

課長、最近目立つのは、やっぱり田んぼでなかなか除草作業が難しいということで、個人

負担で結構あちらこちらでのり面のコンクリート施工をされている方がたくさん見られますけど、やっぱり今後、門前～観音下線あたりは開発されるわけですけど、そこら辺は地元の方もですけど、いろんな技術者あたりと話をして、どっちの方向でいいものかですね。昔は緑地じゃないですけど、草を生やすところが必ず必要だったんですけど、やっぱり耕作者あたりにすれば、何年もたてば草あたりも生えんで、石が田んぼの中に入るといふことで、今のり面をコンクリートで保護されている方がたくさん見られるようになったので、そこら辺は今後の検討というか、できるものなのか、再度お願いいたします。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの質問の中で、今、農道とか町道とか、ほとんどがのり面が土坡で施工してあるということがございます。これらの件につきましては、町内全域ということがございますので、今後、改良とかやった場合に、工事をした場合に、そこら辺は検討していきたいと思えます。（発言する者あり）

門前～観音下線につきましては、のり面についてはコンクリートで……（「L」と呼ぶ者あり）いや、Lじゃなく、のり面を土坡の部分をコンクリートで施工するようにですね。擁壁ですると、耕作上、支障があるということもありまして、土坡というか、のり面でそこにコンクリートをするということに対応していきたいと考えております。

**○武富 久議長**

2番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

私が伺いたいのは、今回、案内標識等の寸法を定める条例という条例案ですけども、案内標識の寸法とは、案内板の寸法ですか、それとも道路面から案内板までの高さの寸法なのか、そこら辺をまずちょっとお聞かせください。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの案内標識等の寸法、その基準といいますか、それにつきましては、高さについては当然基準があります。決まっております。車の高さとか、そういうものがありまして。

それで、今回、基準に定められたのが案内標識等の大きさということでございますけれども、これにつきましては政令で定められておまして、政令を参考に今後対応していきたいと思っております。

**○武富 久議長**

2 番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

今、町内案内板をあちこち見るんですけれども、各地区のところ、変形したり、折れ曲がったりしたやつもあるので、そこら辺の見直しは今回された上で、こういった寸法を定める条例を出されたのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

現在、案内標識等が変形したり曲がったりしているということでありましてけれども、それについては補修という形で対応していきたいと思っております。つくり直しとか、そういうものではなく、補修という形で対応していきたいと思っております。

**○武富 久議長**

3 番井上君。

**○井上敏文議員**

議案第3号ですね。第1条に道路標識等の寸法について定めるものとするということがあります。この標識の寸法をさらに第4条で、「法第45条第3項に規定する条例で定める寸法は、命令別表第2に定める寸法とする。」とあります。これを政令を見ていると、省略してあるんですね。略としてあります。この寸法がなぜ政令で載っていないかということ、地方分権一括法によって市町村で定めるとなったから、これは省いてあるのかなと思うんですね。だから、この辺は改めて町のほうで規定をつくられてされるのかどうかですね。そういった資料があれば提出を願いたいと思います。

いずれにしろ、今度の地方分権一括法でいろいろと町で条例を定めるようにということで、技術的基準が町のほうの責任で管理をしていくということになります。その辺は町のほうで条例を定める以上は、しっかり規定を設けてやっていただきたいと思っておりますけど。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの技術的基準といいますか、そこら辺につきましては、命令別表第2に定める寸法ということですが……（発言する者あり）

わかりました。済みません。これにつきましては、資料を後でお配りしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

先ほどの建設課長の答弁の中で、門前～観音下線でのり面はたたきですと、コンクリートですということでしたけれども、補助事業でそこができるのかですね。単独でその分をするのか、その辺をちょっと確認しておきたいんですが。標準断面としてコンクリートで仕上げるというふうな格好になるのかですね。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの門前～観音下線ののり面ということですが、これにつきましても補助事業で対応していく予定でございます。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

再度確認しますけれども、のり面も補助事業でやるということですね。もしも補助事業ののらないときは単独ですということを確認をしたいんですが、その辺を。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

そういうことで理解をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第3号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第5 議案第4号**

**○武富 久議長**

日程第5. 議案第4号 江北町町営住宅等整備基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を求めます。ありませんね。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第6 議案第5号**

**○武富 久議長**

日程第6. 議案第5号 江北町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

**○西原好文議員**

1点だけちょっとお伺いいたします。

議案の資料の中で、8ページの中の第2号、第3号が略ということで書かれております。このあれを見たら、庁舎付近の掲示板、もしくは回覧ということで、これはぜひ回覧のほうでお願いしたいということで、庁舎付近の掲示というのはごく少数の人しか見られないと思

うんですよね。そこら辺と、それと、オフトークはMCAに変わったということで了解しますけど、第2号、第3号の省略の中で、やっぱり回覧でも回してもらったほうが町民全体に広がるんじゃないかなということで、お願いしたいと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの公募の方法についてということでございますが、第2号、第3号で略ということになってはいますが、公募の方法については、議員言われたとおり、そういう方法をとって皆さんに周知をしていきたいと思っております。

○武富 久議長

ほかにございませんか。5番池田君。

○池田和幸議員

1つだけですけれども、13ページの条例の中に、第4号に町のホームページとありますよね。この説明、どういうふうに町のホームページに、ただ単に募集されるのか、その辺ちょっとわかればお願いします。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの募集について町のホームページでということでございますけれども、その件については、募集要項に基づいてホームページのほうに掲載したいと思っております。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

そしたら、具体的にはまだそういうホームページの中身は決まっていないということですね、今の課長の答弁だと。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

そういうことで理解をお願いします。

**○武富 久議長**

ほかに。7番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

新旧対照表を見てもらったの質問をしますけれども、1ページ、2ページありますけれども、入居者の資格のところですね。2ページに金額が入っております。前の現行は入っていないんですけれども、この金額の意味ですね、これはどういう意味で入っているのか、これをお聞きしたいと思います。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

金額については、ちょっと後で報告したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分……（「議長、委員会付託になれば、土淵議員は総務委員会なので付託にならんもんですから」と呼ぶ者あり）そいぎ、今、資料を全部持ってこいということ。（「いいえ、委員会に付託になったときに」と呼ぶ者あり）それは全部資料配付するとやろう。

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第7 議案第6号**

**○武富 久議長**

日程第7. 議案第6号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。9番西原君。

○西原好文議員

今回の改正によって、環境課長、一番変わったというか、今まで施工されておった下水道工事の中で一番変わったというような点がありますか、そこら辺をお願いいたします。

○武富 久議長

西村環境課長。

○環境課長（西村英樹）

提案理由にもございましたように、上位法の政令という形の中で、そっくりそのまま定めてあった部分ですから、変わったところはございません。

○武富 久議長

ほかにございせんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第7号

○武富 久議長

日程第8．議案第7号 江北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は常任委員会に付託することに決しました。

## 日程第9 議案第8号

### ○武富 久議長

日程第9. 議案第8号 江北町高齢者祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

### ○西原好文議員

資料なんですけど、先日いただいた資料で、玄海町が私どもの江北町よりですね、100歳までの合計金額ということで35万円と載っておりますけど、資料の中の数字が合わんとはどいういったことなのか。計算しても数字が合わんところが何か所もあるとですよ。だから、提出する資料として、これがまともじゃないなというような感じがするんですけど。例をとって挙げると、玄海を足してみても7万5千円にしかならんとですよ。ここへ35万円というような数字が上がっておるので、この資料の数字をですね、ちゃんとした数字というか、わかれば改めてお願いしたいんですけど。

### ○武富 久議長

北島福祉課長。

### ○福祉課長（北島 博）

御質問にお答えします。

先日、議会のほうで説明しました資料の下のほうに書いておりますけれども、今回、わかりやすいように江北町が支給している年齢の部分だけを表示しております。下のほうに、他の市町では上記以外の年齢で祝い金を支給しているところがありますということで、実際、玄海町は70歳から毎年支給されていますので、その全てを合計した場合が100歳までが35万円とか、88歳までが12万円という金額になります。ほかの市町でもぼつぼつと年齢が違うところで支給されておるところがありましたので、これを全部出すということになれば、ちょっと表が小さくなるかなと思って、江北町に関係したところだけを抜粋して、その他については下のほうの丸印で、他市町については上記以外の年齢で祝い金を支給しているところがありますということで表現させていただいております。

### ○武富 久議長

9番西原君。

**○西原好文議員**

済みません、もう1つですね、先ほど土淵議員から大分質問が出ていたので、内容的にはわかったんですけど、この接種率の20%というのを算定された基準というのは、やっぱり年寄りの方が今いろんな受診をされているのを基準にされていると思うんですけど、この広報の仕方ですね。やっぱりなかなか年寄りの方が見られるという機会が少ないからかなという感じもするので、そこら辺はどうでしょうか。高齢者に対しての広報の仕方というのは考えられないものか、そこら辺、もう1点だけお願いいたします。

**○武富 久議長**

北島福祉課長。

**○福祉課長（北島 博）**

予算では20%ということで上げておりますけれども、先ほど町長が説明いたしましたように、予算がもし足らなければ途中で補正を組みたいと思っております。

それとあと、広報の仕方については、町内医療機関との契約関係がちょっと入ってまいりますので、実際実施ができるのが6月過ぎぐらいからになるだろうと思うんですよ。その場合、実施時期が決定しましたら、保健センターと協議をした上で広報の仕方を考えていきたいと思っております。

**○武富 久議長**

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第10 議案第9号**

**○武富 久議長**

日程第10. 議案第9号 白木パノラマ孔園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。5番池田君。

**○池田和幸議員**

まず、今回、指定管理者が前回の方とかわるということでちょっとお聞きしたんですけれども、前回の方の23年度の決算書の公開が議員のほうになかったと思います。ネイブルと同じ業者がパノラマ孔園をされていたと思いますけれども、ネイブルのほうは決算報告があったんですけれども、白木パノラマ孔園はなかったのがなぜなのか。

もう1点、プレゼンがされていると思いますので、その前に、募集が何人あったのか。そして、プレゼンがされているんだったら、その内容と、どういう点でこの日生開発さんになった——なったというかね、経緯を少しお願いしたいと思います。

そしてあと、当然これは選考委員会で決定をされたとは思いますが、選考委員会の高評あたりはちょっと私たちも少し聞きたいと思いますので、その辺をお願いします。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの白木パノラマ孔園の23年度決算の公表ということでございますけれども、これについては財政のほうとも協議をして、後で報告したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それから、公募をしたときの募集が何件だったかということでございますけれども、これについては、みもぎさんと日生開発さんの2件ということで。

それから、プレゼンの内容ということでございますけれども、プレゼンの内容につきましては、5項目ございまして、ちょっと読み上げたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。ちょっと時間がかかりますけど。（「いや、よかです。そいけん、高評等でわかれば、選考委員会で」と呼ぶ者あり）

ああ、選考委員会の内容の公表ということですか。それにつきましては、ちょっと私の口からは。副町長のほうにお願いしてよろしいでしょうか。内容の公表でしょう、点数とかなんとか。

**○武富 久議長**

5番池田君。

**○池田和幸議員**

そしたら、今わからないようでしたら、その辺はさっきの決算書と一緒にですね、毎年ネイブルはやられたので、ことし何もなかったもので、だから、いきなり——3年経過ですので、どういうところでかわったのかというのを我々も多少は確認する必要があるということで、今回議案にも新しく載っていますので、その辺は後でも結構ですので、ぜひ説明をお願いしたいと思います。

**○武富 久議長**

山中副町長。

**○副町長（山中秀夫）**

御質問にお答えいたします。

公表につきましては、日生開発さんが指定管理を受けるというようなことで公表をしております。

それで、内容につきましては、選定委員会の中の公表はしないということになっていますので、マル秘になっていますので、内容については申し上げられない。ただ、項目的には、先ほど建設課長が言ったような、こういうような項目で審査をしましたということですが、内容について、誰が幾らやったとか、そういうようなことは言わないということになっていますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

**○武富 久議長**

5番池田君。

**○池田和幸議員**

済みません、「公表」違いでですね、私が言っている「高評」というのは、どういう点でメリットというかな、日生開発さんのほうにこういうことの姿勢があったということだけは言えないのかなと思ったものですよ。

**○武富 久議長**

山中副町長。

**○副町長（山中秀夫）**

その辺がですね、委員の考え方もいろいろありまして、5人の委員でありましたけれども、一応は3対2で、人数的にはですね、委員的にはありましたけれども、内容的についても若干の差はあったんですが、ほとんど僅差ではありましたけれども、内容がどうであったとい

うことは、中身についてはちょっと申し上げられないということで御理解願いたいと思います。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

それに関連してですけど、私たちがこれを採決、結論を出す上で、ある程度評価がですね、3年間、前の方の評価がどうであったのかというのが必要だと思うんですね。だから、必要なものは出してほしいと。今度、新しくどういうきっかけでかわったのか。これは判断のしようがない。今、池田議員が言われていることは、そういうことだと思うんですね。だから、判断できるような資料を出してほしいということでお願いしたいと思います。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

それにつきましては、何遍言われても、そのことについては出せません。というのが、今までした実績がどうだったとか、今からの人がどうなるかということはわからないわけですし、プレゼンをした中で、その5人の委員でこういうような感じで点数をつけた中で、こういうような形になったわけですし、今までしてこられた人の実績がどうであったとか、今からされる人がどうするかということは、やっぱりプレゼンとか、いろんな計画をされた中で判断をしたものですから、それはやっぱり委員そのものも個人差がありますし、やっぱり若干の差があったということですが、最終的に総合的に判断した結果、日生開発さんに決まったということですので、その辺は御理解を願いたいと思います。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

しかし、指定管理でするわけですから、私たちがこれで判断をしなきゃいかんわけでしょう。そしたら、やっぱり3年間の実績についてのある程度の資料ですね、それは別に秘密にすることじゃないと思いますので、とにかく出せる範囲で出してほしいと思います。町長どうぞ。

○武富 久議長

田中町長。

**○町長（田中源一）**

柴田課長がさっき言いましたように、決算報告とか、そういうふうな3年間の資料というふうなものは出せますけれども、今回、私は入っておりませんが、聞くところによりますと5人で審査していただいて、合計点では逆だったわけですね。しかし、どっちがいいかということでは3対2だったわけですね。だから、それをどっちで選ぶかというふうなことで、最初に人数の多いほうでいこうということを決めていたということで、3対2ということで決まったわけです。本当に接戦は接戦だったらしいですね。そういうような形で、合計点数からいけば逆だったと。しかしながら、3人の人がこっちがいいということに出されたものですから、そっちのほうに決まったということです。

ただ、今回判断しようというか、それはこっちで決めたわけですし、どっちを選ぶかと、これから先のことです。これまでのことは何も関係ないわけです、今回の指定管理をどっちにするかというのは。これから先、どっちがいいかというのを審査しているわけですので、これまでの3年間の実績の報告あたりはさせたいと思います。

**○武富 久議長**

9番西原君。

**○西原好文議員**

町長、その選定委員の5人が、例えば、よく公園あたりで整備がされていないというような意見あたりが出ていますけど、私も昨年の夏、パノラマ孔園を使わせていただきました。宿泊までさせてもらいましたが、そのときは子供が遊べるような状態じゃなかったわけですよ。やっぱり指定管理をしてもらっている以上は、ある程度の整備というのは常時行ってもらって、今、いろんなダニの発生あたりも騒がれていますので、そこら辺の利用された方のアンケートをとったりなんかというのを今後——その5人の方がそこを果たして利用されているかというような感じもするとですよ。やっぱりそういった指定管理の審査をする上で、たまには見に行ってもらったりとか、そういったことで、そういった利用状況もですけど、日ごろの状態ですよ、そういったことも今後の審査の対象あたりに加えてみたらどうでしょうか。そこら辺はお願いできんものかですね。

**○武富 久議長**

田中町長。

**○町長（田中源一）**

審査のときには、これからどうしますということをお願いしているので、今までがどうだったかということはどうですか、これからどうしますかということはどうですか、ここがこがん悪かったとか、そういうふうなことあたりは審査の——前からやっている人に対してはそういうふうなものが出てくるかもわかりませんが、反対側の人には何もそれが出てこないわけですね。そういう形で、これから3年間、どちらのほうがよくやっているとだけいっていただけるかということはどうですか。

しかしながら、議員が行かれたときがいつだったかわかりませんが、公園の整備等を見てみますと、いろいろなほかの公園と比べると、除草とかなんとかと比べれば、あそこに管理人さんといいますが、地元の方にやっていただいておりますので、そういう人たちが本当によく一生懸命やっていただいているなという感じは私は持っておりましたけれども。

**○武富 久議長**

ほかにありませんか。4番坂井君。

**○坂井正隆議員**

同じく指定管理のことですけれども、先ほど町長のほうから、点数は多かったばってん、多数決で逆転したもんねというふうなことでしたけど、そういうことであれば、審査というのは必要なのか。審査そのものの結果は何も生かされていないということであれば、審査委員5人で真っすぐ手を挙げさせてもいいような感じもするわけで、その審査の意味が何かないような感じもしますけど、その辺どうですか。

**○武富 久議長**

山中副町長。

**○副町長（山中秀夫）**

点数は逆転ということでしたけれども、項目では日生開発さんのほうが多うございました。それで、3つのことからして総合的に決めようということで、審査委員会の中で総合的に判断をして、こういうふうにするということで決めました。要するに点数ですから、極端な言い方をすると、3点と4点つける人と、1点と5点つける人がおるわけですね。そういうような中で、1人でも格差が開くときもありますし、それも片一方が少なく、逆になることもありますし、やっぱり物の考え方というのは人それぞれ違いますし、いろんな方向から点数を入れてもらっていると思いますけれども、一応審査の中ではそこに任されておりますの

で、最終的にはこういうようなことになりましたということで町長に報告をいたしまして、それに決定しようということで日生開発さんが決まったということでございます。

以上です。

**○武富 久議長**

5番池田君。

**○池田和幸議員**

前のときは審査の報告書はいただいておりますもんね、ネイブルのときは。点数のどうやってつくというのを。（「ああ、点数の内容」と呼ぶ者あり）

内容というか、それをですよ、やっぱり新しい議員もおんさるけんですよ、その辺はぜひ一緒に渡してもらえれば、基準がわからん状態ですから、お願いします。

**○武富 久議長**

山中副町長。

**○副町長（山中秀夫）**

済みません。選定基準というとはありまして、どのような点数をつけたという答えじゃなくて、こういうようなことでしましたというとは、それはお見せしても結構だと思います。

その辺で、前回と違って決算のとも出していなかったということについては申しわけないと思いますけれども、指定管理でございまして、金額が安ければ管理がうまくいくということでもないし、その辺も非常に検討というのですか、した中で、金も安くてもうまく管理ができるには、どのような管理がいいのかというようなことも含めて、いろいろな角度からお尋ねをして、こういうことになったということでございますので、御理解をお願いいたします。

**○武富 久議長**

8番古賀君。

**○古賀 成議員**

どうもかみ合っていないようですが、町長も副町長もちょっと勘違いされているんじゃないかなと思います。いずれにしても、議案第9号は議会の承認を受けなきゃいけないわけですよ。それで、何も町長、あるいは選考委員を疑っているわけでも何でもない。余りそうやって2人とも固執されるから疑わなきゃならんようなことになるんですが、点数とか逆転とか、そんな問題じゃなくて、結局、池田議員、あるいは同僚議員が言うのは、選考委

員の中でいろいろ問われたことを公表せると、そういうことじゃなくて、逆転したとか、そういうことじゃなくて、白木パノラマ孔園、こういうことがあったけど、3年経過して、今度は選考委員のほうでこういうふうに決まりましたと。そういうことで、やっぱり議会の承認を得るためのある程度の決算書とか、あるいはプレゼンとか、あるいは若干のですね、こういうことで日生開発さんに決まりましたということで、やっぱり我々議員がある程度納得するようなね、それを出していただけないでしょうかということですので、どうですか。やっぱり我々議会の承認を得なきゃなりませんので。何も公表せろということじゃないですからね。

**○武富 久議長**

田中町長。

**○町長（田中源一）**

先ほどから副町長も言うておりますけれども、資料の出せる分については出していきたいと思います。内容がどうだったかと言われたものですから、点数とかなんとか言ったわけですが、坂井議員が言われる逆転とかなんとかじゃなくて、5人の人がみんな項目ごとに点数をつけていくわけです。それで、その合計点はこっちが多かったけれども、項目別に足して、その人が、私はこっちが点数が多かったと。その多かった人数が3人のほうが多かったということで、そっちを最初からしようと。そういうふうになる場合もあるかもわからないということを想定して、どっちを優先するかということを選考委員で決めていたらしいですね。そういう中で、そういうふうになったときも、やっぱり人数で決めようというふうなことを決めていたそうなので、そういうような形になったということで、とりあえず接戦だったということを言いたかったものですから、そういうふうな形で言ったところでございます。

**○武富 久議長**

3番井上君。

**○井上敏文議員**

済みません。手を挙げるのがおくれて申しわけありません。

ちょっとお尋ねします。

今回、白木パノラマ孔園指定管理、期間が3年となっております。ネイブルは2回目は5年とされたわけですね。2回目であれば5年でいいのかなとも思うんですけど、3年にされ

た理由をお聞かせ願いたいと思います。

あと、指定管理については、パノラマ孔園のほかにも、鳴江河畔公園、あるいはその散策路あたりもあります。鳴江河畔公園あたりの管理もこの議会で非常に質問も多いわけですが、その辺を、鳴江河畔公園あたりも指定管理の方向にしていられるものかどうかですね、それを検討されるものか、2点お伺いしたいと思います。

**○武富 久議長**

田中町長。

**○町長（田中源一）**

鳴江河畔公園あたりは、今管理をお願いしている金額よりも、そっちのほうが安くつくような感じを考えられれば、余り変わらないぐらいで指定管理ができるようであれば、そういうふうなことも今後検討してみたいと思います。ほかにもやっぱり桜山公園とかいろいろ今やっていただいている面もありますけれども、そういうふうな面を含めて指定管理ができるかどうかは検討していきたいと思います。

それから、3年になったというのは、ネイブルが5年にしたというのは、あそこはやっぱり職員がいっぱいいるわけですね。臨時の職員といいますか、ネイブルの関係職員が。やっぱり職員は3年じゃなくて、せっかく仕事をしているなら5年間ぐらいは保障がないと誰も働く人が出てこない。そういう中で、白木パノラマ孔園あたりはそんなに雇うというのは、どっちになっても恐らく白木の元の区長さんとか、そういうふうな人たち、あそこに住んでいる人たちになると思うんですよね。そういうもので、やはり人事といいますか、人を雇う、そしてまた指定管理を受ける人たちのことを考えて5年という形の年限をしたわけでして、そういうことで今回も白木パノラマ孔園は3年という形にしたところでございます。

**○武富 久議長**

副町長、この議案第9号はね、ちょっと皆さんの意見ば聞きよるぎ、がんして決まったけんが議会に承認してくいろ、賛成、反対は別として、その判断する材料がなかじななかかというようなことば言いよんさつと思うけんが、できるだけの資料は、出されるだけは出してくださいということだろうと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

そういうことで、よろしく願いしておきます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第11 議案第10号

○武富 久議長

日程第11. 議案第10号 町道路線の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

町長の趣旨説明の中で、昨年ですね、痛ましい踏切事故が発生しております。今回、県道多久～江北線より農道の宿2号線に至るまでの短い間を町道認定ということですが、堤雄神社2号線ということで今回区切られた理由というかですね、ここは堤雄神社の参道だということでお聞きしておりますけど、前にですね、これは田中町長以前ですよ。吉岡町長の時代、あそこの踏切が狭いからということで大分地元から要望があって、工事ができないだろうかというようなときに、あそこは参道だから町としては何も手も加えられんということやったわけですね。今回、事故もあったことだし、遮断機をつける意味でというようなことで町道路線にまで認定されることになっておりますけど、そこら辺で、前、私が江北バイパスの開通に伴って質問した経緯があるんですけど、今、町長、工事によってあの道を通られんわけですよ、問題にしていた道が。バイパス沿いの農道というかですね。それで、今言っている農道宿2号線あたりの交通量が物すごくふえました。

だから、本当にここら辺で認定をして整備をする必要がある箇所が何カ所もあるものから、わざわざこの区間、この堤雄神社2号線というか、あの短い区間だけじゃなくて、やっぱりあれを江北バイパスまでも認定されてもよかったんじゃないかなという気がするんですけど、そこら辺の経過というか、この趣旨説明の中で、遮断機をつけるがためだけの認定になっているような感じがするんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

大体大きな金額がかかると言われておりますけれども、町道に認定すれば補助率が上がってくるわけですね。そういう形で、2分の1を3分の1でいようになりますので、町道に認定して、あそこに工事をしていただくということで、JRも町道にしていれば補助率が上がりますよということでありましたので、今回、町道に認定をしているわけですので、その辺、御理解いただきたいと思います。（「町長、地元からの要望もあった」と呼ぶ者あり）

はい、もちろん地元からの要望は、ここに書いておりますけれども、地元からの要望があったので、何とかしてやらなくちゃいけないと。しかしながら、できるだけ町益に合うようにということで、町道にすれば町の持ち出しが少なくなるということで、こういうふうな形をとったわけでございます。

**○武富 久議長**

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第10号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第12 議案第11号**

**○武富 久議長**

日程第12. 議案第11号 土地改良事業の事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第13 議案第12号**

**○武富 久議長**

日程第13. 議案第12号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第14 議案第13号**

**○武富 久議長**

日程第14. 議案第13号 平成24年度江北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

**○西原好文議員**

2点ちょっとお伺いいたします。

町長の提案理由の説明の中で、住宅リフォームあたりは当初で1,680万円計上されておりました。今回、半額ぐらいの814万円の減額ということで、新たに新年度に対しても予算がついておるんですけど、実際、この住宅リフォームの内容をまだ町民の方がなかなか理解できていないかなという感じがいたします。と申しますのは、私の知り合いも両親がけがをされて——けがをされてというか、骨を折ったりなんかされて、しばらく車椅子の生活になるということで、スロープをつける計画しておるけど、何かよか方法のなかろうかと言われて、がんやって住宅リフォームあたりの予算があるよというようなことで説明したら、ああ、それは何やろうかというようなことで聞かれた経緯があります。

やっぱり当初予算からすれば半分も減額を今回されております。そこら辺の町民にまだリフォームの内容あたりの徹底がされていないかなというような感じがするんですけど、そこら辺は今後の対応というか、ことしも計画されているようですので、今後の対応を1点ですね。

それと、その下の橋梁の長寿命化ということで、これも2,300万円減額されております。中には入札の……

**○武富 久議長**

西原議員、事項別明細書のページば言うてくれんね。

**○西原好文議員（続）**

済みません、町長のあればかりで言うて。

リフォームは37ページですね。土木費の中の負担金補助及び交付金の中の住宅リフォームの減額ですね。

その後の、同じく37ページの一番下のほうに減額が上がっておりますけど、この減額になった経過というか、そこら辺は2点についての経過をぜひお願いしたいと思います。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの住宅リフォームについての町民の方へのお知らせということで、徹底されていないということでございますけれども、お知らせについては、まず町のホームページ、それから放送ですね、それから区長さんを通して各戸1枚ずつ事業の内容について配布をしております。それでちょっと理解をしていただきたいと思っておりますけれども。

それから、事業費の減額ということでございますけれども、当初予算で県からの補助で1,120万円、それから9月補正でまた県のほうから1,120万円ということで、現計予算で2,240万円でございます。それで、町の補助ということで、それに2分の1ということで1,120万円、合計の予算額が3,360万円でございます。それで、今回、実際申し込まれた方が予算まで満たなかったということで、107件でございます。それで、今回、880万円を減額ということで計上をしております。——810万円ですかね。812万5千円でございます。

**○武富 久議長**

いいですかね。

**○建設課長（柴田敏彦）（続）**

よろしいでしょうか、リフォームについては。（「橋梁」と呼ぶ者あり）

橋梁につきましては、駅南北ふれあい通路、肥前山口駅の高架の歩道ですね、あの分を今回工事する予定にしておりました。しかしながら、今現在、調査をしておまして、工事をすることができなかったもので、今度の追加補正の8号のほうでその分は計上をしておりますので。そういうことです。よろしくお願ひします。

**○武富 久議長**

9番西原君。

**○西原好文議員**

そしたら、橋梁の長寿命化については、繰り越しじゃなくて、ここで削って、今度の新しい緊急経済対策事業の補助金のほうで工事をされるということで理解してよろしいでしょうか。そこら辺お願ひいたします。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

そういうことです。

**○武富 久議長**

2番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

今回、小学校のトイレ改修及び空調設備工事に250万8千円計上されていますけれども、私が聞きたいのは、昨年の運動会の折、中学校の屋外トイレが今現在ないような状態なんですよね、屋外トイレ。（「グラウンドじゃなか」と呼ぶ者あり）

それで、この間の運動会の折に町民の方から体育館しかなかもんねと言われて、誰も屋外トイレが全部なくなったような感じで、この間、不便を感じておられたとですよ。今回、小学校のトイレ改修工事に250万円ぐらいで、中学校のトイレはどがんふうになっておるか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

**○武富 久議長**

武富教育課長。

**○教育課長（武富敏博）**

こども議会でも御指摘があったと思います。平成25年度の予算のほうで、清潔にしようということで、一応修繕、あるいは補修をかけます。今の状態で補修をかけるということになっておりますので、25年度の予算の中で反映させていただいております。

○武富 久議長

2 番大隈君。

○大隈敏弘議員

いや、これは何でなくなったのか、今、下水の工事関係のあれでなくしたのかどうか、そこら辺のいきさつは私はちょっとわかりませんが、そこら辺のあれで、とにかく町民の方が不便を来されておったんですけれども、そこら辺を今後いろいろちょっと……

○武富 久議長

教育課長、トイレのあるかなかなか聞きよらしたけん、それば言わんば。

○大隈敏弘議員（続）

だけん、25年度の予算で改修工事をする今聞きましたけれども、そこら辺を表示が皆さんにわかりやすいところにあるかどうか。表示だけはしておってもらわんと、どこにあるか。この間の運動会の折、体育館のほうにばかり行って、あそこが実際混んでおったとですよ。そいけん、そこら辺の表示を徹底してほしいと思いますので。

○武富 久議長

2カ所あるとば、ぴしゃっと言うて。武富教育課長。

○教育課長（武富敏博）

屋外のグラウンドのトイレは2カ所ございます。今、バックネットの近くと一番南側に2カ所あります。今のところ目立つような色彩もないということで、一応塗装、あるいは電気、照明ですね、そういったものを施そうという計画でございます。

○武富 久議長

ほかに。5 番池田君。

○池田和幸議員

済みません。まず、事項別明細書の13ページですね、総務一般管理費の中の13節。委託料、一般行政事務委託料ですけど、△の400万円。当初が504万円やったんですけど、ちょっと補正まで私も見ていませんので、この経緯と、それからもう1点、同じく事業別明細書の23ページ、民生費の中の民間保育所等運営委託事業の中の13節。委託料、これが当初で1億1,939

万5千円ですかね、今回、983万円減額になっていますけど、この中身をお願いします。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長。

**○総務企画課長（相原 守）**

一般行政事務委託料、事項別明細の13ページの件については、執行見込みということで上げております。

なお、実際に行うということになった場合に、もう1つ、臨時の賃金等も計上しておったと思います。200万円の分ですね。これについても、今回の景気対策関係でいろいろあったものですから、職員不足に対応したということで臨時職員のほうにお願いをしているということの経緯で、これにつきましても同じような状況で執行残の分について今回調整するというにしましたものです。

**○武富 久議長**

鶴崎こども応援課長。

**○こども応援課長（鶴崎智子）**

民間保育所の運営委託料に関しましては、23年度の実績で1億円を超えておりました。そこを算定いたしまして、24年度もそのくらいの率があるのかなと思って見込みを立てておりましたけれども、実際に24年度は希望者がそこまでなくて、その分の減額になっております。見込みとちょっと違っていたということですね。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。8番古賀君。

**○古賀 成議員**

先ほどの37ページですけれども、住宅リフォーム緊急助成事業補助金ですね、それとその下のほうの橋梁長寿命化修繕計画、建設課長の話で、どうもいま一つ納得ができないんですが、これは緊急助成事業補助金なんですよ。それと、橋梁ですが、どうも時代に逆らっているというか、逆行しているというか、せっかくあれで、何で減額かというようなことですが、結局、住宅リフォームは申込者が減ったということですかね。少ないということで、だけど、それはPR不足というか、広報、まだおられるんじゃないでしょうか。さっき副議長のほうからもちよっとありましたけれども、ただ、少ないからということなんですかね。

それと、橋梁長寿命化、これは南北通路だけなんですか。橋梁というのは、南北通路だけじゃない。ほかにいろいろ橋梁がありますよね。これだけのあれなんですかね。その辺、ちょっといま一つ。やっぱり今いろいろと言われておりますので、どうも時代に逆行しているような気がいたしておりますが、答弁をお願いします。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの住宅リフォームについては、申し込まれる方がこれ以上いないと、いなかったということで、3月15日までに完了実績報告まで出していただかないといけないということで、4月から4期に分けて、その都度募集をしてきたわけです。しかしながら、最終的に町民の方がですね、自己資金も必要だということで、なかなか予算まで達しなかったということでございます。それで、今回余った分については、当然、県のほうに返還という形になります。

続きまして、橋梁の長寿命化についてでございますけれども、今回の減額については、南北ふれあい通路のみの減額ということでございます。あと、橋梁の長寿命化については、あちこち町内一円やっております。今回の減額は、あくまでも駅南北ふれあい通路のみということでございます。

**○武富 久議長**

8番古賀君。

**○古賀 成議員**

住宅リフォーム緊急助成事業、まずこれですけれども、申込者が少ないからということでもう締め切ったということですが、これは県のほうでも、今度はまた新しく住宅リフォームのあれで県議会のほうでもあれされるんじゃないですかね。そういう情報は入っていないんですか。

せっかくの緊急助成事業だから、何も減額しなくて、まだ申込者もおられるという今さっきの副議長のお話もありますけれども、その辺のカバーはできないんですか、ここで単純に減額ということじゃなくて。建設課長、何か。

**○武富 久議長**

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

課長答弁が少し皆さんにわかりにくかったかと思えますけれども、これは年度、年度です、3月15日までにつくってしまわなければならないわけですよ。そいぎ、今からはちょっと頼まれんわけですね。4月になったら、また新しい予算がつきますので、4月以降にまた申し込んでくださいということで、これは年度内に完成して県に報告をしなくちゃいけないということで、また来年度はありますので、そのときにまた申し込みをしていただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は常任委員会に付託することに決しました。昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時30分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

日程第15 議案第14号

○武富 久議長

休憩前に引き続きまして、日程第15. 議案第14号 平成24年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第

36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第14号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第16 議案第15号**

**○武富 久議長**

日程第16. 議案第15号 平成24年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第15号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第17 議案第16号**

**○武富 久議長**

日程第17. 議案第16号 平成24年度江北町水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第16号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第18 議案第17号**

**○武富 久議長**

日程第18. 議案第17号 平成24年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

**○西原好文議員**

7ページの公共下水道費の中で総額880万円ほど減額になっておりますけど、これは入札残なのか、それとも計画あたりが数量の変更なのか、そこら辺を1点だけお願いいたします。

**○武富 久議長**

西村環境課長、答弁を求めます。

**○環境課長（西村英樹）**

事項別の7ページですね、まず委託料のうち測量設計委託料、これにつきましては、全体計画及び処理場の計画変更に伴う入札減が73万5千円ほど、それとその他の測量につきましては、岳・鹿ノ口地区、そこいらの測量と、それから石原を分けて当初予算を調整しましたですけれども、それを一括で発注することによって減額が生じております。（発言する者あり）いや、これは発注の一元化による減ですね。

常々この特会につきましては内示変更がございまして、工事規模を縮小する必要があった関係で、約1,000万円ほど縮めにゃいかんというふうなところが出てまいりましたので、その関係で全て△がきております。

それと、下のほうの13節の委託料につきましては、下水道管理台帳作成、これを23年度分を本年度予算としては約7,000メートル分の台帳作成を計画しておりましたですけれども、この分を25年度のシステムを導入することによって、その中で、システムを立ち上げることが安価につながるというふうなことから、あえて今年度、596万5千円、これにつきましては落としております。改めて25年度の予算のところに出てまいりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第19 議案第18号

○武富 久議長

日程第19. 議案第18号 平成25年度江北町一般会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

ちょっと総括的なものですので、お聞きしますけれども、地方交付税が今年度どうなるかということですが、地方交付税が減額されるというふうに私は聞いておりましたけれども、今回は地方交付税はどういう扱いになっているのか。減っているのか減っていないのか、それが1つと、それからもう1つ、元気臨時交付金というのがあるというふうに聞いておりますけれども、これは今後出てくるのか。ちょっとその2点、総括的なものでお聞きしたいと思います。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長(相原 守)

土渕議員の質問にお答えしたいと思います。

地方交付税につきましては、結論を申しますと、所要額を確保ということで、ほぼ前年度並みの予算を組まれているということを聞いております。

もう1つ、元気臨時交付金でございますけれども、これは後ほど8号補正ともちょっと関連が出ますけれども、これは25年度の予算として元気臨時交付金が交付されるであろうというふうに考えております。まだこれが6月になるのか、今、現状でいろいろ調べているんですけども、6月補正で間に合うものなのか、状況によっては9月補正まで待てんという状況が出たときには、そういうふうな臨時議会等でもお願いすることにもなるかと思っております。

以上です。

○武富 久議長

ほかにございませんか。9番西原君。

○西原好文議員

1点だけですね、今回、この後に補正で8号が上がっておりますけど、当初予算とダブったじゃないですけど、先ほど建設課でも橋梁については25年度を廃止して、この特例基金に組み込んだということで、大まかでもよろしいですので、数字的なものでダブった金額がどの程度あるものかわかりますか。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

24年度、今回、8号で提出します景気対策の分については、先ほども町長が申しましたように、全部繰り越しということ等と25年度の事業等についてはダブリがないというふうに考えております。

○武富 久議長

いいですか。

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

ちょっと何点かお伺いしたいと思いますけど……

○武富 久議長

大隈議員、これは特別委員会ばつくるけん、そのつもりで聞いてください。

○大隈敏弘議員（続）

はい。

まず1点伺いたいのは、空き家対策のほうで協議会というのが設けられておりますけれども、空き家対策協議会、これは事項別で41ページですけれども、私が聞きたいのは、今回この空き家対策によって、こういった対策の役員の方がおられると思いますけど、こういった方が役員になっておられるか、そこら辺をまず1点伺いたいと思います。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

空き家対策協議会、これについては負担金のことでよろしいんですかね。（「いや、役員

の方がおられると思うので、こういった方が役員になっておられるか」と呼ぶ者あり)

これは負担金のほうに予算は計上されているかと思います。ついては、この空き家対策を、今、武雄市とか西部のほうで計画というか、勉強会を今までしておりますけれども、その会議を持つための経費ということで、町民の方等を入れてメンバーを決めるということではございません。あくまで通常、放置空き家等の対策をするための勉強会の負担金ということでございます。町外でございます。

**○武富 久議長**

2番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

それともう1つ、この空き家に関してですけれども、主要事業説明書の中ですね、今回、空き家等の適正管理事業というのが上げられていますけれども、今現在、申請された箇所はあるかどうかですね。申し出があっておるかどうか、空き家対策。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長。

**○総務企画課長（相原 守）**

これにつきましては、前議会でお願した空き家等の適正管理に関する条例に基づくということで4月1日施行となっておりますものですから、まだその立入調査等についても行っておりません。また、詳しいことにつきましては、予算特別委員会等でよろしくお願したいと思っております。

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。3番井上君。

**○井上敏文議員**

先ほど土淵議員のほうから交付税のことについて質問がありました。今、国の流れとして、国家公務員の給与を下げたと。それに伴い、地方公務員の給与を下げよという国の指導みたいなのが今報道されております。各自治体は反対ということで足並みをそろえるということであるんですけど、給与を下げないとなれば交付税を減らすといったことも国のほうでは言われております。その辺がですね、国に反発して、そして国がどういうふうになってくるかわからないんですけど、仮に交付税を減らすということになれば、今の予算から減ることになるわけですかね。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長。

**○総務企画課長（相原 守）**

先ほど申しましたように、そことの調整も踏まえた上で前年度並みの一般財源を確保されているということでございます。それはそれ、これはこれということで、その減らした分を別の方向で補填するというふうな国のほうの考えでございます。

ですから、別の項目の中にそれを入れていくということで、国の立場としましては、全体の所要額、かかる分については出すよということで、また別のことで交付税等をふやしますからというふうな状況になっております。（「承知しました」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第18号は予算特別委員会に付託することに決しました。

**日程第20 議案第19号**

**○武富 久議長**

日程第20. 議案第19号 平成25年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。9番西原君。

**○西原好文議員**

かんがい排水の委員会の中でもたびたび出てくるんですけど、基金の運用について、町長もいらっしゃいますし、会計管理者もいらっしゃいますので、今後、率のいいいろんな国債あたりの購入をぜひお願いするというか、期日が迫ったものが結構ありましたので、そこら辺の計画を密にしてもらって、よりいいものにつかえたいと思うんですが、そこら辺の考えをお聞きできればと思っております。

○武富 久議長

田中会計管理者。

○会計管理者（田中盛方）

それでは、お答えいたします。

現在、臨鉱ポンプの基金の運用につきましては、40億円が預金での運用を行っています。残りの37億円程度が債権での運用を行っております。

ただ、今回、ことしの3月31日に満期が来る預金のものにつきましては、債権での運用を3分の2、残りの3分の1を預金で運用するということで決定をいたしておりますので、そのように運用を図っていきたいと考えております。

○武富 久議長

いいですか。

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第21 議案第20号

○武富 久議長

日程第21. 議案第20号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第22 議案第21号

○武富 久議長

日程第22. 議案第21号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第23 議案第22号

○武富 久議長

日程第23. 議案第22号 平成25年度江北町水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

資料がなくなって、はっきりと言えないんですけど、町長の諸般の説明だったか、ちょっと覚えていないんですけど、西部広域水道からの単価が引き下げられたということで、ちょっとその金額を覚えていないんですけども、その結果として受水費が年間で1,000万円ほど浮いてくると。浮いてくるというよりも、今までと比べると、それぐらい費用が軽減されるという話がありました。それをちょっと確かめたいのと、もう1つは、その説明の中で、予算でしたかね、西部広域水道の予算は赤字になるというような話でしたね。この関係は、給水単価の引き下げと当年度での赤字というのをどういうふうに考えてされているのかというのがわかれば教えてほしいんですけども。

○武富 久議長

西村環境課長。

○環境課長（西村英樹）

主要事業説明資料の2ページ目をごらんいただきたいと思います。

金額的には、基本料金の単価が72円から66円に、6円値下げをされております。それによりまして、約1,000万円ほどの費用が下がっております。ですので、西部広域水道企業団の詳細は……（発言する者あり）

済みません。一応料金については以上です。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

主要事業の報告の中で申し上げましたけれども、金額については今言ったとおりです。そして、今回1億7,505万円の赤字予算という形を組んでおります。これは今回の料金改定するときにもですね、3年置きに改定するわけですけれども、まだ留保資金があるわけですね。留保資金があるのに、もっと下げたほうがいいんじゃないかという意見と、今回、一遍に全部下げてしまうと、次、また値上げをしなくちゃいけないというようなことで、3年後までなるべく留保資金を持っておこうという形でなっております。

そういう中で、1億7,000万円は留保資金から出していくと。しかし、それをずっと節減していけば1億円以下ぐらいになるかもわからないですけど、最終的にはもっと赤字が減ると思いますけれども、それは留保資金の中から出していくと。そしてまた、留保資金の残った分をまた3年後の料金改定のために使っていこうという形で、こういうふうになっているところでございます。

○武富 久議長

いいですか。

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は予算特別委員会に付託することに決しました。

#### 日程第24 議案第23号

##### ○武富 久議長

日程第24. 議案第23号 平成25年度江北町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

##### ○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

##### ○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号は予算特別委員会に付託することに決しました。

#### 日程第25 議案第24号

##### ○武富 久議長

日程第25. 議案第24号 江北町監査委員の選任についてを議題とします。

田中宏之議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(田中議員、退場)

##### ○武富 久議長

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### ○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### ○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

##### ○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第24号 江北町監査委員の選任については原案どおり同意することに決しました。

議案第24号の審議が終わりましたので、田中宏之議員の入場を許可いたします。

(田中議員、入場)

**○武富 久議長**

ただいま議会の同意を得ました田中宏之君の御挨拶をお願いいたします。

**○田中宏之議員**

ただいま監査委員という大役を仰せつかりました田中でございます。どうぞよろしく願います。

議員経験の浅い私を議会の代表ということで選任、選出いただきましたこと、大変恐縮しております。また、この監査委員という分野は私にとっては大変苦手な分野でもございます。しかし、選出いただいたからには、自分なりに一生懸命勉強いたしまして、町民の負託に応えるがごとく一生懸命頑張りたいと思います。

また、依然として厳しい財政の中、町民の皆様からお預かりしている血税が有効に、かつ正しく使われていることをしっかりと監査したいと思います。どうぞよろしく願います。(拍手)

**日程第26 議案第25号**

**○武富 久議長**

日程第26. 議案第25号 江北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第25号 江北町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。

**日程第27 報告第1号**

**○武富 久議長**

日程第27. 報告第1号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、報告第1号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第6号）の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

**日程第28 議案第26号**

**○武富 久議長**

日程第28. 議案第26号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

**○西原好文議員**

まず1点目に、一番最初に、主要事業説明資料の中の1ページでまずお聞きいたします。

今回、空き家・空き店舗を再生することということですが、本来、空き店舗あたりは、例えば、後継者がいなかったり、店がうまくいかなかったりということの手放されていることが多いと思うんですけど、積算基礎の中に空き家及び空き店舗等改修工事ということの上

がっておりますけど、こういった改修をされた後の店としてのあれは、例えば、今よその地区で若手の方に店をお貸ししたりというようなことがあっている商店あたりもお聞きするんですけど、そこら辺の考えまで入れたところでの空き店舗等の改修を考えておられるのかというのを1点お伺いします。

それと、道路舗装整備の中で、今回、いろんな箇所が上がっておりますけど、道路の舗装だけに限らず、いろんな色分けして図面が上がっておりますけど、今、実際いろんなところで穴あき等があって、仮設的な穴の補修をされているみたいですけど、舗装自体がですね、周りがひびが入っているようなところについては、やっぱりある程度の範囲をして補修せんと、先日、補修された次の日には周りにまた穴がほげているというような状況も発生しております。そこら辺で大々的な補修を考えておられるのかというのと、3点目に、もう1つ、通学路の交通安全対策ということで図面が載っております。前も池田議員から危険なところというふうな感じで上がっておりましたけど、駅の線路の下のほうの水路の北側ですね、あの路線については、やっぱり住宅も今あそこで開発されてふえております。今まではあそこを車が通るというのはごくわずかだったと思うんですけど、今は結構頻繁に車が通っておって、あの路線というのは車が1台通れば歩行者も危ないというような道幅ですので、ここで上がっております組み立て歩道あたりで対応ができないものか、そこら辺の検討はされなかったのか、その3点についてちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○武富 久議長

相原総務企画課長。

#### ○総務企画課長（相原 守）

空き家・空き店舗等の再生ということの事業でございますけれども、これはきのうお届けした分の主要事業説明資料の3ページのほうに上小田地区振興計画に関する各種事業説明ということが入っていると思います。3つ並んでいる分でございます。そこ等を見られてもわかるように、この事業につきましては、店舗を店舗として活用するんじゃないということで、あくまで空き家・空き店舗等を利用した高齢者の支援、高齢者サロンとか子育て支援、それとか商品開発、そういったものに活用をしたいということで、今回、こういったふうな高率補助がもらえるようになったものですから、ずっと上小田地区の商店街を含めた振興がというふうな懸案があったものですから、今回、この事業で対応して、何がしかの取り組みができんかということでの今回の予算計上でございます。

以上です。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの補修関係についてでございますけれども、道路の舗装補修については、ひび割れ及びわだちについて、今回、予算を計上しておるところでございます。これは町内一円ということをお願いしております。

ひび割れについては、ひび割れ率が40%、それと、わだちについては4センチが基準になっております。

それから、交通安全対策については、今回、維持関係について緊急経済対策事業ということで予算が認められておりますので、今回は維持補修ということをお願いしております。

**○武富 久議長**

いいですか。（「もう1点、道路の交通安全対策」と呼ぶ者あり）

**○建設課長（柴田敏彦）（続）**

駅の南のほうですけれども、そこについては新設という形になりますので、今回はこの事業からは計上をいたしておりません。あくまでも現在の維持補修関係について予算を計上しているということでございます。

**○武富 久議長**

9番西原君。

**○西原好文議員**

舗装の点で1点だけちょっとお伺いします。

八町の終末処理場に行く道路じゃなくて、もう1つ西のほうの道路です。鶏舎のほうに行く道路なんですけど、あの道路で、農道なんですけど、下水を工事した後、道路の大体半分ぐらいの程度で舗装カッター面が入っております、その異常なる沈下というか、車が走りよっても斜めになるぐらいの沈下が見られるんですけど、ああいったところは下水で対応するものなのか、今回のそういった緊急経済対策で対応できるものなのか、そこら辺はどうでしょうか。明らかに新しく舗装された道路側のほうが大幅に沈下しております、行って見たらわかると思うんですけど、車が走りよっても、あの路線に入ったら車が斜めになるぐらい下がっておるものですから、そこら辺、町のほうで把握されているものか、そこら辺をお願い

いします。

それと、今回、池田議員からも質問が出ておりましたので、危険な通学路で、新規事業についてはあれでは入っていないということなんですけど、やっぱりこういった緊急的なあれで予算がついたのなら、ぜひそういった目を向けてもらえたらなという気がしたんです、その歩道あたりはですね。やっぱり安全を考えたら、あそこらあたりは歩道については早急に対応せんと、子供の事故あたりはいつ起きてもおかしくないなというような感じがするんですけど、そこら辺、再度見直すことはできないのか、その2点についてお願いいたします。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの道路舗装補修に関してでございますけれども、下水道関連で補修した箇所、仮舗装という形で、今回は1年後に下水道のほうで正式な舗装がされるということで、それ以外のところについては、今回の緊急経済対策事業で対応するようになっております。（「舗装じゃなくて、もう何年経過しているところ」と呼ぶ者あり）

数年たっているところですかね。そういう箇所については、調査の結果、沈下、わだち、そういうものが見られれば補修をするということで対応をしていきたいと思えます。

**○武富 久議長**

西村環境課長。——もう1つあったかね。これでよかかね。（「路線名はわかっておるやろう。路線は大体」と呼ぶ者あり）路線はわかっておりますか。（「古川水路の」と呼ぶ者あり）岸川さんの鶏舎の……（「鶏舎のほう」と呼ぶ者あり）終末処理場さい真っすぐ行くところ。（発言する者あり）

**○環境課長（西村英樹）**

路線的にちょっと合致しませんけれども、恐らく一番八町の搦といえますか、あの真ん中の通りだと思います。下水道管の圧送管を布設したところをおっしゃっておられると思えますけれども、それにつきましては、当時、一応下水道の補助事業の工事としては完了という形で、当時の補償のやり方としては、そこで終わっています。ですから、補助金適正化法の15年以上たって老朽化診断という形で下水道で対応できればいいかと思うんですが、一応建設課のほうに引き渡しをいたした格好でございますので、できれば道路の管理のほうでやっていただければ幸いかなと。これは事務的なことですので、話をしたいと思えます。

以上です。

**○武富 久議長**

柴田建設課長、あんたに渡したてよ。

**○建設課長（柴田敏彦）**

先ほどの舗装の補修というか、改良を含めた補修ということでございますけれども、今回はあくまでも維持補修が対象となっておりますので、舗装面とか、そういうところを対象としておりますので、改良については別の事業になるかと思っておりますので、今回はあくまでも維持補修ということで御理解を願いたいと思います。

**○武富 久議長**

いいですか。（発言する者あり）

9番西原君。

**○西原好文議員**

今、改良という中で駅南のことですよね。そいけん、やっぱり今回のですよ、町長が最初、この予算がつくちょっと前のことだったんですけど、緊急経済対策というような形で全体的な項目を見せてもらっておって、農業関係、たくさん予算がついております。基盤整備なんかは新たについたもので170から200近い暗渠排水もできるようになっております。そういった町全体を網羅した中で、やっぱり子供たちの安全を考えるのであれば、そういった危険箇所あたりに今回の緊急な補助金が適用できなかったのかと。町長が多分このつけ足しというか、積算を上げるのが時間的に本当に厳しかったと思われるのはわからんことないんですけど、そういった子供たちの安全を守る意味でも、そういったことにこういった特別な補助金がつくのであればぜひ利用してもらいたかったなという気がするんですけど、金額的にですね、ちょっとこの金額をずっと見よっても余りにも農業関係だとか、通学路の交通安全についてちょっとだけ載っておるみたいですので、そこら辺はもっと検討してよかったんじゃないかなという気がするんですけど、町長どうでしょうか。

**○武富 久議長**

田中町長。

**○町長（田中源一）**

議員が言われることもよくわかるわけですけども、今回の緊急経済対策というのは各省庁によっていろいろメニューが違うわけですね。そういう中で、この国土交通省の部分は維

持補修という面に全部ついているわけで、新規には何も今回ついていないわけですね。そういう中で、前政権のような一括交付金という形で来れば、箇所づけをしなくて、どこに使ってもいいわけですよ。今回はそれが全部箇所づけをして出さなくちゃいけない。それも新規はだめだということで、今回の土木関係の予算はそういうふうな形で今回ついておりますので、あそこの水路の上の歩道という形になれば、それはまた町独自で検討をする中において、発注をするのかしないのか、その辺の検討からまたしなくちゃいけないというところがございます。

**○武富 久議長**

いいですか。

ほかに。5番池田君。

**○池田和幸議員**

まず、提案理由の中では、7番のさっきの通学路の関連になりますけれども、事業説明資料の中の10ページですか、この事業目的の中に張り出し歩道の改修と書いてありますよね。下のほうの事業内容には補修設計業務の委託と書いてあるんですけども、前、私が聞いたときは張り出しはしないという形だったんですけど、この経済対策のですね、今さっき町長が言われた認定をもらうための通学路の書き方で書いてあるのか。実際の工事の内容と事項としては、張り出しじゃないと聞いていたんですけど、その辺の確認をしたいんですけどね、1点目が。

もう1点目が、同じく説明資料の14ページの町営住宅建設事業の中ですけども、まず最初に、先週までは農振除外がまだとれていなかったということで聞いていましたけど、その後、とれたのか。それから、それに対して、今回、公有財産購入費ということで書いてありますが、住民説明会はまだあっていないわけですよ。だから、地元の方も、まだ除外もされていないのに、そういう形で予算が今回つくような形になれば、ある程度の説明が必要だと思いますので、住民説明会の日程等があるようでしたらお願いしたいと思います。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

先ほどの新宿～石原線の組み立て歩道、それと新宿中央線の組み立て歩道ですかね、それについては、現在あるやつを改修するというので今回の事業に計上をさせていただいたと

ということで、組み立て歩道じゃなくして、新しくほかの形ということになれば改良という形になりますので、それについては今回の事業ではできないということで、あくまでも現在あるやつを長寿命化を含めて、そういう形で、今回、改修事業ということで計上をしております。よろしいですかね、それについては。（「了解」と呼ぶ者あり）

それから、住宅の建設についての住民説明会ということでございますけれども、それにつきましては、3月30日に石原地区の地区説明会を予定いたしております。

**○武富 久議長**

5番池田君。

**○池田和幸議員**

1問目の歩道の件ですけれども、ここはあれですね、門前～観音下線のところですよ、入り口ですよ。確認しますけど。

そしたら、今の課長の答弁ですと、距離的に300メートルと載っていますけれども、その門前～観音下線以外のところは改修になるわけですか。ちょっとその辺が今の説明ではよくわからなかったんですよ。前、聞いたときは、現状のようにしないと私は聞いていたと思うんですよ。今の右折とかね、1車線ふえますよね、右折、左折するために。そのために用水路を南に移行して、歩道も結局補修せんといかんやったわけですよ。新規に歩道をつくるという説明を前に聞いていたと思うんですけど、今の説明だったら補修にするということですので、ちょっと違うんじゃないかなと思います。

もう1点、住民説明会ですけれども、これは3月30日ということですので、あとどのあたりまで案内を出されるのか、それをひとつお願いします。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの組み立て歩道の件でございますけれども、今回、門前～観音下線で事業をやっておりますけれども、今回、その影響範囲以外の部分を組み立て歩道の改修を行うということでございます。

それから、住民説明会の範囲ということでございますけれども、説明会につきましては、石原地区の方、それとあと土木関係、土木の委員さんとか、そこら辺に案内をしたいと思っております。

**○武富 久議長**

2 番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

1 点だけお伺いしますが、今回、この緊急経済対策の中で私が聞きたいのは、先ほど西原議員も言われていましたけど、危険箇所を先ほど私も質問したかったんですけど、今回、この中で耐震化対策事業が含まれておりませんが、そこら辺はどう考えておられるか。

今、公共施設においてどれくらい耐震化が進んでおるかも含めて、そこら辺ちょっとお聞かせください。

**○武富 久議長**

山中副町長。

**○副町長（山中秀夫）**

耐震の関係は、学校関係は耐震の工事は済んでおります。それで、町としては、今いろいろ考えているのは、小学校が古くなっていますので、その辺の修理等々の工事等が考えられるということで、耐震については江北町では済んでいるということで御理解ください。

以上です。

**○武富 久議長**

いいですか。

3 番井上君。

**○井上敏文議員**

3 点ほど質問をしたいと思います。

まず、主要事業説明資料の中の 3 ページに 3 つの事業を取り入れたということで、先ほど専決処分された分もあります。上小田地区の地域振興計画に関するものということで事業を行うということで、これはまた総務委員会でも聞きたいと思うんですけど、ざっくりですね、この補助が単年度であるのか。これが継続をされていくと思うんですけど、継続していかないと意味がないと思うんですけど。継続された場合に、やはりこれを地元におろすという例が一般的にあるんですけど、なかなか上小田地区の状況を見よれば、やはり町のほうがスタッフ等を肩入れしないと継続できないんじゃないかと思うわけですね。この辺の継続性についてが 1 点でございます。

それと、説明資料の6ページですね、橋梁長寿命化計画です。この分で、先ほどの質疑の中で補正予算のときにありました。南北ふれあい通路、これは3月に減額の補正をするということでもあります。さらに追加で復活したということだと思うんですけどですね。これが3月補正で1,946万9千円、2,000万円近くの金額を減額されて、この景気対策に入れられたかなと思うんですよね。そうした場合に、工事請負費が4,340万円上がっております。この中で2,000万円を引けば、2,300万円。その中で、いろいろと橋梁等の補修があります。南郷の橋については改修工事となっております。あれも橋となれば結構な金額がかかると思うんですけど、この南郷の橋はどのような改修工事をされるのか。

南北ふれあい通路については、これはJRに委託するような形になるんですね。JRに委託をした場合に、JRとの協議が必要になります。この協議が長かかります。計画協議、実施協議、もう1つ協議があるですね。3つほど、そういった協議をクリアしながらやっていかないかんわけでありますので、この南北ふれあい通路のJRへの委託の交渉を急いでもらうのと、南北ふれあい通路の改修の内容をお聞きしたいと思います。

それと、10ページをお願いいたします。

通学路について、先ほどからも質問を出されておりました。張り出し歩道の補修ということで、新宿～石原線が上がっております。新宿～石原線はサポート、いわゆる支柱が劣化して危険な状況であるということで改修されるわけですけど、同じようなタイプで、観音下～東分線、もとのタケリョーからB&Gに行く途中に歩道があります。あの歩道も30年近くたっておると思うんですよね。これももう長くもてないと思うんですよね。これを現在の通学路の歩道の改修ということであれば、新規じゃなくて、この際、ここも改修をしておったほうがよかったんじゃないかなという気がします。

それと、事業内容の町道新宿中央線というのがあります。新宿中央線の張り出し歩道にPC板を設置して劣化しておるということで、歩行者がすき間に足を挟んだりするという事例も聞いております。それを改修していかにやいかんというのは私も思います。ただ、あの付近の状況を見ておれば、あそこだけではなくて、やはりあそこの横断歩道橋もあります。横断歩道橋があつて、地域の人たちからは、あそこの交差点が歩道もないために非常に危険であるということで、どうかできないかという要望も聞いております。一つの提案として、あの歩道橋を撤去して、全面に張り出し歩道をして横断歩道をつけると。今現在、あそこの県道の歩道橋の利用がですね、高齢者はほとんど使っていないと思うんですよね。高齢者は階

段を上るよりは下を渡ったほうがいいと。まして押し車を利用している人は下のほうに行くわけですね。地域の安全性を考えれば、一つの案として、そういった歩道橋を撤去して、あそこは信号機がありますので、駅の北側の感じと同じような形と思うんですよね。そういった一体的な整備ができないかという提案です。

午前中の一般質問の中で吉岡議員が言われておりました駅北の整備について、もっと真剣に考えていくべきじゃないかという中で、町長の答弁としては、駅北整備計画を立てると。その中に、駅北整備について検討していくということでありました。ただ、部分的な補修じゃなくて、そういったところもひっくるめて地域の人たちが安全にあの辺を通行できるような形でされたほうがいいんじゃないかなと思います。駅を利用する方も西に行くときに裏道を通ってくるわけですけど、あそこの交差点に歩道がないため、車の巻き込みもあって非常に危険ということを聞いております。その辺の検討をできないのかどうか、その3点をお願いいたします。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長。

**○総務企画課長（相原 守）**

井上議員の質問にお答えしたいと思います。

事業によってですけれども、単年度では難しいんじゃないかということでございます。

事業的には3年ぐらいが事業にのっていけばなということを考えております。当然、協力隊員の方についても、面接を行うような状況を今つくっておりますから、そういったふうな協力を得て、どういうふうなまちづくりができるのかなと。ただ、これがいつまでもただらというのも、実際的にはまちづくりというのは、その地域に住んでいらっしゃる方が本来は中心になって行くべきだろうと思っております。ただ、今の状況ですと、御質問にあるように、私のほうは一応3年をめどに努力してみて、またその状況を見た上で、どういうふうにするかという検討が必要になってくるというふうに考えております。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの駅南北ふれあい通路ですかね、そのJRとの協議も当然必要になってまいりますけれども、これについては今現在調査中でありまして、調査に当たって事前にJRとも協

議をしております。

どういう工法になるかは、今現在委託に出しておりますので、その内容を見て、そしてJRと協議をして、どういう工法になるか、最終的にはまだ決定をしております。

それから、南郷橋についてでございますけれども、南郷橋についてはボックスカルバートということで考えをしております。

それから、交通安全対策事業の中で観音下～東分線の組み立て歩道ですね、議員言われるように、30年ほど経過をしております。今回の事業にはちょっと計上をしております。当然、今後必要になってくるかと思っておりますけれども、もう一度そこら辺は調査をして、今回の事業に計上できれば計上をしていきたいと思っております。

それから、新宿中央線の張り出し歩道と歩道橋、それと横断歩道の関係ですね、それにつきましては、今回の事業ではちょっと対象にはならないということで、今後、別の事業等でもあれば歩道橋の撤去、それと撤去になれば当然横断歩道等も設置しなくてはなりませんので、今後、歩道橋の対応については検討していかなければならない問題かとは思っております。

以上です。

#### ○武富 久議長

山中副町長。

#### ○副町長（山中秀夫）

井上議員の質問にお答えしますけれども、今回の緊急経済対策は急に景気対策のような形で出てきたわけですが、国の予算で、国費で10兆円超ぐらいの事業でございますけれども、これは24年度の事業ということで、24年度に予算を立てて、1年間でできるだけ事業ということでございます。そういう中で、江北町としましては、町益になる部分がどこに何があるかということで、去年の暮れだったと思うんですけれども、各課に何があるかということで指示をしまして出したものが、ここに今上がっているものでございます。

そういうような中で、建設課等も人員等も限られておりますけれども、どのくらいの人数でどのくらいできるのか、そして業者の方がどのくらい仕事を出したときにできるか、いろいろ検討もしましたし、出すには、やっぱりどこの線にどのくらいかかるか、ある程度設計も要るし、一遍に来まして、うちとしましては、最高に道路事業等につきましても2億数千万円の国費をお願いするというようなことも含めて、頑張っって調査をしてくれたものと思っ

ています。

ただ、先ほど言われましたように、新宿中央線あたりの老朽化等のものにつきましては、今後、早目に調査をしながら、今回の緊急経済対策のような事業にのれるように、前もってずっと調整というのですか、研究をしていかなければならないと思っています。

以上です。

**○武富 久議長**

3番井上君。

**○井上敏文議員**

先ほどの再質問ですが、1点目の上小田地域振興計画ですね、3年は継続していきたいということであるんですが、今回の補助は単年度、今回限りで、3年継続するとすれば、あと単独であるかどうかですね。

それと、2点目の駅南北ふれあい通路、まだ工法は確定していないと言われましたけど、予算に計上する以上は、今の段階でどういった改修をしていくというのは決定されて予算を計上されたと思うんですね。だから、今の段階でどういう考えで改修をされようとしているのか、お伺いします。

それと、関連で、山中副町長、今回の景気対策で人員が不足して大変だと、手が回らんといいふうな発言もございました。私は一般質問でもしたわけですけど、大型景気対策でこれだけの事業が組まれて、どこも手が回らないという中で、一つの方法として、即戦力となるOBの方を雇用して、そしてこの場をしのいでいくというのも一つの方法じゃなかろうかと思うんですよね。だから、せっかく景気対策で、通常、単独でせないかんような事業を今回補助がついてされているわけですね。だから、人的に不足ということではなくて、人的にはほかに対応する方法を考えてもらって、そして町益になるような形で進めていってほしいと思います。

以上、3点です。

**○武富 久議長**

山中副町長。

**○副町長（山中秀夫）**

上小田地区の振興計画に対しての事業につきましては、3年間をめどにということでお話しております。それで、全部3つともなるわけじゃないんですけども、空き家、空き店舗

等の移住、定住の事業でやっているわけでございまして、今、特定地域再生事業費補助金ということで、今回の追加の補正で、報告の中にありましたけれども、今、調査といいますか、高齢者のサロンとか子育てサロンとか、そういうような関係の事業を西九州大学の生徒たちに来てもらって検証をしていますけれども、いろいろ上小田地区の発展のためにどうした方がいいかということで外部アドバイザーにもお願いをして、地域おこし協力隊の方も3年間ということで一応募集をしまして、しております。そういうような中で、どのようになっていくかということは、これから町としても協力隊の方と一緒に、また地域と一緒にしていかなければならないと思っています。

それと、金額面につきましては、住宅の改築等が今回入っていますので、あとは少なくなると思っています。金額的には、ことしと来年という、このままいくんじゃなくて、来年度は、26年度につきましては、そういうような投資的な金額は減りますので、人的な予算ということになりますので、下がってくるということですが、今のところはわかりません。でも、3年間は続けていくということでございます。

それから、先ほど私が建設課の関係で人的に足らんといいましたけれども、そういうことじゃなくて、建設課における職員でできることがこれだけでしたということですので、あとは方法としては、職員のOBの方をすることも一つの案でありましょうし、その辺、また実施をする、要するに実施段階でまたその辺は、今後また人事異動等もありますし、その辺のことも含めて、また今後は検討していく必要があるかと思っています。

以上です。

#### ○武富 久議長

柴田建設課長。

#### ○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの駅南北ふれあい通路の補修に当たっての予算計上の金額、どうして上げたのかと、この金額なのかということでございますけれども、これについては、正式な金額は出ておりませんが、大体駅南北ふれあい通路自体が鉄骨でできているということでありまして、鉄骨の補強工事、それから塗装工事等ですね、そしてあそこがJR用地ということで昼間は工事ができないと、足場も組めないということで、ある程度の見積もりをとって今のところ予算計上をしております。

以上です。

**○武富 久議長**

いいですか。3番井上君。

**○井上敏文議員**

わかりました。

提案ですけど、新宿の交差点のところですね、歩道橋を撤去していいかどうかというのは、やはり地域の人、あるいは学校関係とも協議をしながらしていただきたいと思います。

またもう1つ、JRの踏切のところですね、あそこも前後は幅が広いわけですけど、あの踏切のところが狭いんですね。こういった事業がせつかくあるとすれば、その辺もJRと協議しながら、あそこを広げていくことができるのかどうか。

あと、手すりがあそこは低いんですね。水路があります。今までよく転落事故がなかったなと思うんですけど、非常に危ないんですね。自転車等があそこを離合するときには、片一方はおりながらして、あるいはおりないで行く生徒さんたちもおります。ということで、踏切内の歩道と手すり等はやっぱり気づいたときに早急にJRと協議して、整備をしてもらいたいと思っております。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの新宿中央線ですかね、あその踏切でございますけれども、確かに議員言われるとおり、十数年前からああいう状態で改良がされていないということで、よく事故もなく済んできたなどは思っております。

今後は当然、議員言われるように、踏切の改良にしても、歩道の改良にしても、今後、JRとも協議をして進めていかなければならない問題かと思っております。

**○武富 久議長**

7番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

関連してちょっと質問いたします。

先ほども質問あっているんですけど、ちょっと聞き漏らしている可能性がありますので、お聞きしますけれども、主要事業説明資料の2ページから3ページのところですね、その中に地域経済循環創造事業というのがありますけれども、まずこれは起業家がパン屋さんで、

その場所も決まっていると思いますから、それがどういう方か、どういう場所かというのが説明できればお話ししてほしいと思います。

それと、私がここで聞きたいのは、この地域経済循環創造事業というのは起業家を育てるというのが一つの眼目になっております。これは非常に私は大事だと思いますけれども、これは上小田地域振興だけでなく、町のいわゆる経済振興の一つとして位置づけられているのかどうか。そういう位置づけで、今回は臨時の国の予算が出ておりまして、個人負担と、それから交付金——交付金は全部国からのお金ですけれども、これでなされておりますけれども、これは町の今後の起業家をつくっていくという一つの位置づけとして考えておられるのか。考えておられなかったら、これは大事なことなので、今後進めてほしいということも含めて、ちょっと質問をいたします。位置づけですね。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長。

**○総務企画課長（相原 守）**

途中の分をちょっと聞き逃したんですけれども、まず地域経済循環創造交付金というものでございますけれども、これはまだどの誰さんというのは決まっていなくて、まだ今、本人がそういったふうなパン屋さんの勉強に行かれているような状況ということで、まだ決定もしていないものですから。それと、この予算の国庫支出金が300万円というふうなことで入っているんですけれども、これについても、まだ内示等がございません。ただ、得られるだろうということでの取り組みになっているものですから。そして、この事業自体が、先ほど左隣にある、こういったふうな活性化事業をしようといったときに、こういう事業もありますということでの情報提供を得て、そしたらということ、そしたらたまたまそういった起業したいという方もいらっしゃるということが聞かれたものですから、今、話を進めているということで、可能性が高いということから、この事業等をここに出したものでございます。

ちょっと途中で質問が……（発言する者あり）

これにつきましては、あくまで24年度の3月の景気対策の一環ということで私も聞いております。

**○武富 久議長**

7番土渕君。

**○土淵茂勝議員**

いや、それはわかっておりますけど、それだけじゃなくて、今後の地域経済の活性化の一つとして町としては位置づけているのかどうかと。今回の予算が切れるというのはわかっていますから、そういう意味で、きちっと位置づけて進めたらどうだろうか、あるいはそういう位置づけをもってしているのかということではちょっと聞いております。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長。

**○総務企画課長（相原 守）**

これは空き家条例の関係もちょっとあるかと思うんですけども、空き家条例の中に古い家屋、廃屋等については取り壊してくださいという話もあったんですけども、もう1つ、その後ちょっと話をしたことがあったと思います。今の家で新たに住んでもらうと、空き家バンク等も考えたいということもあって、こういった事業で、うちの分で助成できる場所があったりとか国の助成をいただくような状況に今後またなっていけば、こういったふうな起業家、例えば、いい場所に家屋があいていると、そこは起業家として魅力的な場所だとかいうふうなことがあれば、宅建業者を含めたあっせんと空き家登録制度を使っての情報発信ができるんじゃないかなということで、今回はあくまで補正ということで考えているものですから、こういったふうな国からの手厚い支援があって店舗改修等も行えるということなんですけれども、これが例えば単独でしたときに、そういったところまで町がどこまで助成できるのかなというところについてのそういったふうな基本的なベースについては、もう一つ考えるべきじゃないかなと思います。

**○武富 久議長**

7番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

やっぱり地域経済活性化の一つとして、そこまで検討を今後お願いしたいということで、終わりたいと思います。

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。8番古賀君。

**○古賀 成議員**

国の緊急経済対策事業でございますので、民主党の能力のないばらまきじゃなくて、自民

党のアベノミクスの緊急経済対策事業でございますので、ひとつ地方公共団体、我々は末端におりますけれども、ひとつばらまきじゃない効果の上がるしっかりした緊急経済対策事業に比べられるようなことに、ひとつ特に建設課長をお願いして、終わります。

○武富 久議長

ほかにございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第29 意見案第1号

○武富 久議長

日程第29. 意見案第1号 TPP交渉参加に反対する意見書を議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、意見案第1号 TPP交渉参加に反対する意見書は原案どおり可決と決しました。

なお、可決された意見書については関係官庁に送付いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 2 時45分 休憩

午後 3 時 再開

○武富 久議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び予算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武富局長。

○議会事務局長（武富利夫）

それでは、報告いたします。

平成25年 3 月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第 1 号 議案第 8 号 議案第12号

議案第13号 歳入全部と歳出のうち款 2. 総務費 款 3. 民生費 款 4. 衛生費のうち項 1. 保健衛生費 款 9. 消防費 款10. 教育費 款12. 公債費

議案第15号 議案第26号 歳入全部と歳出のうち款 2. 総務費 款10. 教育費

○産業常任委員会付託分

議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 6 号 議案第 7 号 議案第 9 号 議案第10号 議案第11号

議案第13号 歳出のうち款 4. 衛生費のうち項 1. 保健衛生費 項 2. 清掃費 款 6. 農林水産業費 款 7. 商工費 款 8. 土木費 款11. 災害復旧費

議案第14号 議案第16号 議案第17号 議案第26号 歳出のうち款 6. 農林水産業費 款 8. 土木費

○予算特別委員会付託分

議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号

以上、報告いたします。

○武富 久議長

以上のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。どうもお疲れさまでした。

**午後 3 時 2 分 散会**